

平成23年第4回太良町議会（定例会第3回）会議録（第3日）						
招集年月日	平成23年9月9日					
招集の場所	太良町議会議場					
開閉会日時及び宣告	開議	平成23年9月16日	9時32分	議長	末次利男	
	閉会	平成23年9月16日	14時02分	議長	末次利男	
応（不応） 招議員及び 出席並びに 欠席議員 出席12名 欠席0名	議席番号	氏名	出席等の別	議席番号	氏名	出席等の別
	1番	田川浩	出	7番	牟田則雄	出
	2番	江口孝二	出	8番	川下武則	出
	3番	所賀廣	出	9番	見陣泰幸	出
	4番	末次利男	出	10番	久保繁幸	出
	5番	山口嚴	出	11番	坂口久信	出
	6番	平古場公子	出	12番	下平力人	出
会議録署名議員	5番	山口嚴	6番	平古場公子	7番	牟田則雄
職務のため議場に出席した者の職氏名	(事務局長) 寺田恵子		(書記) 針長俊英			
地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	町長 副町長 教育長 総務課長 企画商工課長 財政課長 町民福祉課長 健康増進課長	岩島正昭 永淵孝幸 陣内碩泰 毎原哲也 岡靖則 大串君義 桑原達彦 松本太	環境水道課長 農林水産課長 税務課長 建設課長 学校教育課長 太良病院事務長 太良病院院長 代表監査委員	土井秀文 新宮善一郎 藤木修 川崎義秋 野口士郎 井田光寛 上通一泰 野中秋吉		
議事日程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

平成23年9月16日（金）議事日程

開 議（午前9時30分）

- | | | |
|-------|--------|---|
| 日程第1 | 報告第3号 | 平成22年度太良町一般会計継続費精算報告について |
| 日程第2 | 議案第33号 | 太良町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する
条例の制定について |
| 日程第3 | 議案第34号 | 職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第4 | 議案第35号 | 町長及び副町長の諸給与条例の一部を改正する条例の制定につ
いて |
| 日程第5 | 議案第36号 | 太良町税条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第6 | 議案第37号 | 太良町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例
の制定について |
| 日程第7 | 議案第38号 | 平成22年度太良町一般会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第8 | 議案第39号 | 平成22年度太良町山林特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第9 | 議案第40号 | 平成22年度太良町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定につい
て |
| 日程第10 | 議案第41号 | 平成22年度太良町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定
について |
| 日程第11 | 議案第42号 | 平成22年度太良町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定に
ついて |
| 日程第12 | 議案第43号 | 平成22年度太良町漁業集落排水特別会計歳入歳出決算の認定に
ついて |
| 日程第13 | 議案第44号 | 平成22年度太良町簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定につい
て |
| 日程第14 | 議案第45号 | 平成22年度太良町水道事業会計決算の認定について |
| 日程第15 | 議案第46号 | 平成22年度町立太良病院事業会計決算の認定について |
| 日程第16 | 議案第47号 | 平成23年度太良町一般会計補正予算（第2号）について |
| 日程第17 | 議案第48号 | 平成23年度太良町山林特別会計補正予算（第1号）について |
| 日程第18 | 議案第49号 | 平成23年度太良町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
について |
| 日程第19 | 議案第50号 | 平成23年度太良町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）に
ついて |
| 日程第20 | 議案第51号 | 平成23年度太良町漁業集落排水特別会計補正予算（第2号）に
ついて |
| 日程第21 | 議案第52号 | 平成23年度太良町簡易水道特別会計補正予算（第1号）につい |

て

日程第22 議案第53号 平成23年度町立太良病院事業会計補正予算（第1号）について

日程第23 諮問第3号 人権擁護委員の候補者の推薦について

日程第24 閉会中の付託事件について

（追加日程）

日程第25 請願第1号 教育予算の拡充を求める意見書の採択に関する請願について

日程第26 意見書第1号 教育予算の拡充を求める意見書（案）の提出について

日程第27 意見書第2号 地方財政の充実・強化を求める意見書（案）の提出について

日程第28 意見書第3号 円高・デフレを克服する経済対策を求める意見書（案）の提出について

日程第29 請願第2号 TPP（環太平洋連携協定）交渉参加阻止に関する請願について

日程第30 意見書第4号 TPP（環太平洋連携協定）交渉への参加検討中止を求める意見書（案）の提出について

午前9時32分 開議

○議長（末次利男君）

皆さんおはようございます。

定足数に達しておりますので、議会は成立いたします。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事をお手元に配付しております議事日程表どおり進めます。

日程第1 報告第3号

○議長（末次利男君）

日程第1．報告第3号 平成22年度太良町一般会計継続費精算報告についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○10番（久保繁幸君）

この公会計システム構築委託料なんですが、2年間で行われたんですが、町民にとり、また町にとり、どのようなメリットが生まれたのか、その辺をお伺いいたします。

○財政課長（大串君義君）

お答えいたします。

これは2年間で太良町の財政状況をつまびらかにするというような目的で構築をしたわけでございますけども、メリットという点につきましては、内容がこれまでの財務会計という

のが現金主義で単式簿記というような形になっておりましたので、将来の負担とかこれまでの資金でどれだけの財産が形成されたかとか、そこら辺の内容が単式簿記、今までの会計ではわからなかったというようなこととございましたので、複式簿記という形でこれまでの資産、道路等、建物、それぞれいろんな資産がございますけども、それについても評価をするというようなことで、資産の全体額がわかるというようなことと、これまで取得した財産がどういう形で財産が形成されたかというようなこと等を検証して、これからの財産の形成をどうするかとか、そういうようなことで、なかなか難しいんですけども、そういう今まで目に見えないようなことがですね、内容を把握できるような形に活用をしていきたいというふうには考えておりますけども。はっきりしたようなちょっとメリットというのが、なかなかこちらもつかめないような状況でございますので、これからその構築をされた新公会計システム、この新公会計システムにつきましては、とりあえずそのバランスシートとか純資産変動計算書とか四表を作成して、それでこれからの財政状況を分析して、経営分析をして今後の自治体運営の太良町が今どういう状態であるかとか、よそと比べてどういう状態であるかとか、そういう内容をよく分析して、これからこの四表について活用をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○10番（久保繁幸君）

2年間で自治体運営の長期的な展望ということでこれをなされたと思うんですが、今後長期的な展望を見た場合、また今後これをどのような、何年ぐらい先にまたやられる予定なのか。2年間で1,350万円ぐらいの委託料なんですけども、今後どのような、これから先いつごろの予定を持たれるのか。それで、この単年度695万円ですか、これはどのような方法で金額を決定されたのか、その辺をお伺いいたします。

○財政課長（大串君義君）

お答えいたします。

このシステムというのはこれまである会計、その単式簿記で行っているその財務会計システムに加えて、新たに新公会計システムとってまた別に開発をしたということで、これから経費的にどういうやつがかかるかというと、一応そのメーカー側のソフトのメンテナンスとか、そのシステムの変更とかというのがあって、さらに毎年毎年新しいそのデータが発生しますので、そのデータを複式簿記化するというようなことで、そのメンテナンスに今年度ですけども、約170万円ぐらいの経費がかけております。

それで、今後どういう経費がかかるかといいますと、その毎年毎年そういうメンテ、維持管理する部分でちょっと経費がかかっていくというようなことで考えております。それで、大幅にまた国のほうがこのシステムを改修した場合は、またさらにいろんなそのソフトの改修等が発生するかと思いますけども、太良町におきましては総務省のほうから示された財務

会計システムというのが一応2種類ございまして、より詳しいその基準モデルというのをうちは採用しておりますので、今後そういう意味で大きな改修というのはないだろうというふうに考えております。

22年度の予算で654万6,000円の根拠ということでございますけども、2カ年でそのソフト事業として一応経費を継続事業ということで計上をいたしておりますけども、明確にここからここまでがちょっと幾らというふうなこと等がなかなか判断しにくいというようなことで、一応21年度につきましては資産データ、いろんなデータがありますので、そのデータの整備とか、その評価替えというか評価をですね、この土地についてはどれぐらいの評価をしますよとか、そういうその評価の設定、資産のほうのデータの整備に21年度と、その後22年度につきましては、そのほかにもろもろ現在の財務会計の分をそのデータを基づいて、実際その複式簿記化するというような、その複式簿記化するためのソフトの改修とかいろんなことがございますので、その分がちょっと22年度に予算を配分したというような状況でございます。

以上です。

○11番（坂口久信君）

このシステムは2年間かけて1,500万円ぐらい使うてということですけども、基本的なシステムが例えばできてしまえばですよ、あとの部分についてはあなたたち優秀か人間ばかりおっとやっけんが、その後の部分については業者に頼らんでもできるのか。いえ、やっぱり国あたりからいろんな変わってきたり何かすっけんできないのか、その辺についてお尋ねします。

○財政課長（大串君義君）

お答えいたします。

先ほど申しましたこの新公会計システムのシステムでは、総務省方式ということで、ちょっと若干この決算統計のデータをそのまま使う簡易なやつと、その基準モデルということで、太良町が採用してます基準モデルというもっと詳しいようなデータ整備とか、評価もびしゃっと一筆一筆にしたりとか一棟一棟ごとに評価して、そしてそれを積み上げた形であるその基準モデルという2種類があるんですけども、その総務省方式につきましては、各自治体の職員でも大体できるだろうというふうに考えられておりますけども、基準モデルにつきましてはそのデータ整備につきましては、なかなか平常業務をしながらというようなことでは難しいというようなことで、よその自治体も参考にさせて、もう既に市については21年度に公表をしておると。3万人未満につきましては23年度ということで、既に21年度に基準モデルを採用された自治体等を見ても、職員というよりはやはりよそのそういう専門の会社とか、税理士法人とかいろいろ受け手はありますけども、そういうところに委託してしているというようなことで、近隣につきましてもその基準モデルを採用している嬉野市さんにおいても、そういう維持管理等についても委託をしているというような状況でございます。

たので、私たちといたしましては今後ある程度なれてくればというようなこと等もありますけども、当分の間は今年度委託料を計上したような形でやっていきたいなというふうには考えております。

以上です。

○11番（坂口久信君）

当分の間はやっぱりある程度固まるまではというようなことで、課長話はされたとぼってんが、その後、当分の間ということは、途中で自分たちがある程度できるような状況がつかれば、それはもう考えますよというようなことしか我々は受けとめ方はせんとぼってんが、その辺ははっきりとさ、もうそのままずっと行くのか、当分の間ということやっけんが、当分の間は何年、2年間、4年間になるのか、その後どういう考えを持たれておるのかお尋ねします。

○財政課長（大串君義君）

今後のことでちょっとははっきりよくわかりませんが、実際こういう小さな自治体においては職員が抱えている仕事量というのが非常にふえてきて、もう1人でできる範囲もちょっと超えつつあるのかなというような実感もちょっとしております。そういう意味においても、ちょっと本来の実際のその業務、財政運営とかその分析とかのほうに力を入れて、実際そのデータを整備したり何かするのはやはり業者のほうに頼んで、本当にしなければならぬ仕事にやっぱり時間を割いていきたいなというふうには考えております。

それと、これがどういう形になるか、ちょっとまだ国のほうもはっきり方針というか、今のところはその2種類、総務省方式と基準方式というようなことで整備をするようにという指導がっておりますけども、これがどういうふうに変わっていくか、今後の状況もちょっとははっきりよくわからないような状況でございますので、当分こういう状況で委託というふうな形でお願いしていきたいなというふうには考えております。

以上です。

○8番（川下武則君）

坂口議員と同じようなあれなんですけど、要は普通にですね、うちも小さい会社やってますけど、こういう部分をそこまでですよ、こういう金額にしたら、年間にしたら一日一日が日曜、祭日関係なしに2万円ずつぐらい委託のところに行っているわけですよ。日曜、祭日除いて単純に計算したら、3万5,000円ぐらいになつとですよ。3万5,000円ぐらいのお金を毎日毎日委託して、そういうのをそこまで金をかけて、投入してせにやいかんもんかなと。それで、さっき坂口先輩も言うたごと、それをすると大事かろうぼってんが、それよりも一人でも二人でも、もしあれやったらその専門の人を雇い入れて、雇用にもつながるし、そういう部分でもそういうのにたけてる人も多分太良町にも一人や二人はおると思うんですけど、そこら辺はどうですかね。単純に計算してですよ、その3万5,000円と、1日がです

よ、多分役場は月曜日から金曜日じゃなかですか。祭日は休みじゃなかですか。そんなときを計算していったら、一日一日がそれだけ委託料を払うというのはいかがなもんかなあと思うばってん、そこら辺いかがでしょうか。

○財政課長（大串君義君）

お答えいたします。

1日当たり3万5,000円という金額になるというような御指摘でございますけども、内容がその金額で推しはかれればいいんですけども、内容がなかなかこれ複雑で、何かシステム的にいろいろ関連してちょっと私たちの頭でできる範囲を超しとるというか、実際これはまればちょっともう一人、二人じゃなくて、物すごいそういうことにたけた人が一生懸命せんことにはなかなか進まんと。ただ、1日幾らで気張ってどうのこうのというそういう代物じゃないですから、ちょっとそこら辺を理解していただければなというふうに思っております。以上です。

○8番（川下武則君）

わかりました。そこら辺は理解したとしてですよ、100歩譲ったとき、そしたらその機械が崩れたら、結局その機械がもし普通のパソコンみたいに壊れてみたりしたときに、太良町のあれがみんな会計の部分が壊れてしまうんじゃないかなと。そのためにはちゃんとそういう委託しとるところがバックデータとかなんともちゃんととつとるやろうばってんですよ、そこら辺はどがんなとつとるですか。

○財政課長（大串君義君）

そういう不慮の事故というのは、常に想定をしていかなければならないというふうに考えておりますので、当然そのバックデータというのはとつと、なおかつデータ的には実際のそのRKKのコンピューターシステムとか、そこら辺活用しながらしますので、一つだけじゃなくて、こっちにもこっちにもというようなデータをバックアップされておりますので、そういう心配はないかなというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（末次利男君）

質疑がないので、質疑を終了します。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次利男君）

討論ないので、採決します。

報告第3号 平成22年度太良町一般会計継続費精算報告について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（末次利男君）

満場一致。よって、本案は原案どおり承認することに決定いたしました。

日程第2 議案第33号

○議長（末次利男君）

日程第2．議案第33号 太良町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○6番（平古場公子君）

産前休暇8週間ということですけど、お産に関しては1カ月が4週間ということになって、10カ月の40週で生まれるということだろうと思いますけど、この8週間というのはそういう意味で2カ月なのか、それとも普通の1週間7日間の計算でされるのか、ちょっとお尋ねです。

○総務課長（每原哲也君）

お答えします。

この場合は1週間を7日と換算して、その8週ですので、56日前から休暇がとれるということでございます。

○6番（平古場公子君）

そしたら、9カ月に入った時点で休暇がとれると。9カ月目に入って、9、10ですね。ということになると思いますけど。

○総務課長（每原哲也君）

お答えします。

ちょっとその妊娠の何カ月というのがわかりませんが、とにかく医師が判断した予定日というのがございますので、その予定日を入れて56日以前から休めるという判断をしております。

○10番（久保繁幸君）

なぜこの6週が8週になったのか、その内容説明をお願いいたします。

○総務課長（每原哲也君）

理由につきましては、平成7年に佐賀県が産前休暇の6週間を8週間に変更しとるわけですよ。それで、その後順次県内の20市町のうち、現在のところ玄海町とうちを除いた18市町がもう既に改正を終えておるわけですけども、うちはほかのところが一応やってるものから、うちのほうも職員のためになることですので、今回提案をさせていただいたということでございます。

○10番（久保繁幸君）

いや、それは玄海とうちだったかもわかんないですけど、その内容の説明です。なぜ6週

が8週になったのかということをお聞きしております。

○総務課長（毎原哲也君）

ちょっと私もその理由が明確にはわかっておりませんが、とにかく母性、母体を保護する、そういうことがその主眼だと考えております。

○7番（牟田則雄君）

関連ですが、今詳しくということさ言われておりましたが、6週間では母体に影響が過去に今何例かあって8週になったのかという、多分そういうことだと思うんですよ。6週ではまずかったという前提のもとに8週に改正されたというのが大体普通一般的に考えられる改正の理由と思うんですが、その6週のときに何か早産とかなんとかで、その6週ではだめという具体的な8週になるその内容を今尋ねられたとの、中身がそういう例が何かよそのところでも、佐賀県の中でもしそういうとがあったら、そのところを聞かせてもらえばみんなすぐ納得するとばってん、そういうとがなくて、ただ6週が8週になったというとは、今の説明では理由にならんけん、6週の場合にどうしてそういう6週じゃいかんけん、8週になさんばいかんという理由は、そこら辺はどうでしょうか。

○総務課長（毎原哲也君）

お答えします。

その6週間で不都合であったというような事例をちょっと私は聞いておりません。それで、それをなぜ8週にしたかということにつきましては、いわゆる先ほど申しましたように母体のほうによいという方向に、いい条件のほうに変わっておりますので、太良町としても変えさせていただきたいという御提案をしているところでございます。

○12番（下平力人君）

今6週から8週、そして次には8週から10週というような可能性というのはあるわけですね。ですから、そこら辺を今理由を聞かれておるように、こういうことでこうなったんだということを言わんと、今言うようにですよ、次は10週になるんじゃないかということが一つ考えられますし、それと同時に、いわゆるその民間との平等性、これどういうふうになっておりますか、参考まで。

○総務課長（毎原哲也君）

お答えします。

労働基準法の65条にその産前産後の規定があるわけですが、民間はまだこの労働基準法の産前6週というのは改正をされておられませんので、まだそれを遵守されてるということだと思います。ただ、うちも現在のところまだこの6週を守っておるわけですが、そういうことで今回太良町としては8週間にしますが、民間の方は6週間をまだされてるという理解でございます。

○12番（下平力人君）

そこら辺はいわゆる公務員優先という指導をですね、優先という金銭的なことばかりじゃなくて、指導の中で優先だというふうに感じておりますけれども、これは歩調を合わせるために当然双方がやっぱりそういう考えのもとで進めていかんと、世の中情報化時代ですから、ちょっとおかしいんじゃないかなとか、いろいろ出てくるわけですね。ですから、ここら辺は県の指導でございますから、ひとつそこら辺も上のほうに話をしながら、やっぱり今後進めていかないとやないかなというふうに思っております。

○総務課長（毎原哲也君）

今の件につきましては、佐賀県がやってるものですから、県のほうから県内の企業等については指導をしていただくというのが筋だと思いますので、それを言える立場は町長でございますので、町長のほうからでもそういうことを言っていただきたいというふうに思います。

○11番（坂口久信君）

今、下平さんと似たようなことですが、6週が8週になったことは非常によかったいね。それはよかことはよかこととしてですよ、あなたの答弁は6週を8週にするぎと職員がよかことやけんよかというような発言をされたと思うとたいね。そこんにきはちょっと間違いじゃなかかなと。そこば言うてしまうけん、いろんなことが出てくっけんさ、それを例えば職員をそうすることによって一般のいろんな民間の勤める人たちあたりにもそれが波及すれば幸いやし、そういう持っていき方をしたかぐらいの答弁ばすればね、非常に我々も耳ざわりのゆうしてよかったかなと。あいどん、職員のためやけんよかと、そういう答弁はちょっとまずかかなと。そいけん、やっぱりそういうことで、職員だけ優先というかな、そういうとらえ方しかできんわけね。やっぱりなかなか民間はそこまで実際いうてゆっくり休んどっぎと、もう首になつたりなんかするわけよね。そこんにきはやっぱりもうちょっと考慮して答弁ばしてくるぎとほんによかったとばってんなあとと思って。答弁ばしなおしてくるっぎとよかばってんね。

○総務課長（毎原哲也君）

お答えします。

ちょっと答弁がまずいところがあったかもしれませんが、まずはある意味公務員のほうからそれを実施して、民間のほうにどんどん移していくというある程度そういう流れがある場合もありますので、率先してそういう母体保護の観点から、それから少子化対策も含めてそういうことをやっていくということで、今回改正をお願いをするということでよろしくお願ひしたいと思ひます。

○7番（牟田則雄君）

今ちょうど坂口議員が言われたとおり、例えば超過時間、残業手当あたりも私がちょっと質問したと思うんですが、労働基準法で残業については一般残業については0.25以上、そして深夜手当は0.5以上という、以上という項目がついてるわけですよ。0.25にしなさいとか

0.5にしないじゃなく、労働基準法の中でも0.25以上、0.5以上ということで法律はなってるはずですよ、労働基準法も。それをわざわざ公務員法の中でこの間改正されたとは、公務員については単純残業が0.5以上、そして深夜手当は0.75以上と、そこに0.25の差をわざわざつけて公務員だけ特別な扱いをされてるといような認識があって、そして今のここに来てずっと今民間と公務員の格差が給料もちろん、そういう待遇面でももう、上の人はそういうことに倣って一般の企業もそういうふうにするよという考えとるかはわかりませんが、現実はずっともう一般の企業は厳しくなって、残業あたりももう出せないような状況に世間一般がなってきた中で、公務員だけ56日も幾らも手前から休んで、そりゃそれも有給で休まれるというよな、今の民間企業なんかにはほとんど考えられんよな、逆に下がっていきよる民間の状況の中で、こういうことが起こってきてるもんで、何となくそのところに違和感があって、こういう質問になつとるとですよ。そいけん、そこら辺は配慮して今言われたよな答弁も考えていただかんと、そういうことが前提になつとると思います。

○総務課長（毎原哲也君）

お答えします。

今の件につきましては、重々その社会情勢というのはわかるとつもりでございますけれども、ちょっと答弁の仕方がまずいところがありまして、全体的なその公務員だけじゃなくて、これから先ほど申しましたように母性、母体保護、そういう観点とか少子化の対応の観点からこういうことをまず率先して行っているんだという御理解をお願いしたいと思います。

○議長（末次利男君）

質疑がないので、質疑を終了します。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次利男君）

討論ないので、採決します。

議案第33号 太良町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（末次利男君）

満場一致。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第3 議案第34号

○議長（末次利男君）

日程第3. 議案第34号 職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

質疑の方ございませんか。

○7番（牟田則雄君）

この中に食卓料1,700円とかいろいろ、これは1食を原則にしとるのか、2食をしとるのか。そして、この食卓料に対して食べた、企業会計では必ずこれは領収書が要りますね、出しても。そこの辺、これは出し放しなのか、1食分を想定しとるか、2食分を想定しておるのか。領収書が要るのか要らないのか、そこのところちょっとお尋ねいたします。

○総務課長（毎原哲也君）

お答えします。

これは夜と、それから大体朝の分の想定をしております。領収書は今のところそれが要るか要らないかは、ちょっと想定をしておりませんで、今のところなくてもこれは出すということをお願いをしたいというふうに思っております。

○11番（坂口久信君）

ここには第34号、第35号やったかな、職員と町長の規定だけしかなくなつたらんとですけど、例えば議長あたりがそういう場合には、それに準ずるですか。

○総務課長（毎原哲也君）

お答えします。

議会のほうは町長部局の町長等に準ずるということになっておりますので、そのとおりに取り扱っていきたいというふうに思います。

○5番（山口 巖君）

第34号議案、これ説明では災害時に派遣時に不備があったということで、こういう改正という説明ですが、これはあくまでもこの災害を想定してのこういう対応ということになるわけですか。それ以外のとも想定してるということになるわけですかね。

○総務課長（毎原哲也君）

お答えします。

そういうわけではございませんで、一般的に例えばこの場合は飛行機とか、それから船舶とかそういうところで、その中で宿泊をされたりしたときに、その宿泊料はあっても食料、いわゆる夜食べるのが別のときがあるわけです。それを想定して今回提案をさせてもらってるんですけども、この東日本大震災についてはその規定はある意味準用すると。それはどうということかという、被災地は体育館とか小学校に派遣をされてるわけですよ。そこは宿泊代は要らないんですけども、夜とか自分で買って食べんといかんわけで、その分がうちの今の条例ではそれを出せないもんですから、今回お願いをして遡及させていただいて、その分を追加支給をするということでございます。だから、根本的には通常そういう場合があるということ想定した条例の改正でございます。

○議長（末次利男君）

質疑がないので、質疑を終了します。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次利男君）

討論ないので、採決します。

議案第34号 職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（末次利男君）

満場一致。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第4 議案第35号

○議長（末次利男君）

日程第4. 議案第35号 町長及び副町長の諸給与条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次利男君）

質疑がないので、終了します。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次利男君）

討論ないので、採決します。

議案第35号 町長及び副町長の諸給与条例の一部を改正する条例の制定について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（末次利男君）

満場一致。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第5 議案第36号

○議長（末次利男君）

日程第5. 議案第36号 太良町税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○7番（牟田則雄君）

この中で罰則規定が3万円から10万円にということが明らかに今までと違う内容になっているんですが、ただ附則のところ、これは平成23年12月31日を25年12月31日に改めるという

ことで、これは3万円をそれだけ2年間据え置きというか、延長して施行するのか、そのところはどうなってます。

○議長（末次利男君）

済みません、もう一回質問をしてください。

○7番（牟田則雄君）

これが附則のところに、これを大体23年、ことしの12月31日から改正の施行になっているようですが、それを平成25年12月31日に改めると書いちゃあつとは、これはその2年間は現行の3万円の罰金というか、反則金でそこまで行って、25年12月31日からその10万円になるのか。10万円の部分はことしの31日からなるのか、そのところをちょっと説明してください。

○税務課長（藤木 修君）

お答えいたします。

罰則規定の施行日については、条例案の16ページ、一番上の(1)で公布の日から起算して二月を経過した日から施行するというふうに規定しております。先ほどおっしゃいました25年12月云々というのは、また別のものの規定でございます。

○7番（牟田則雄君）

この附則のところにわざわざ、我々もらったこの資料の中の15ページに、この附則にそう書いてあるのはこれはどういうことかということを質問しよつと。

○議長（末次利男君）

今の質問は15ページのその附則のところですね。一番最後に書いてあるでしょ。附則、それをどういうことかということです。

○税務課長（藤木 修君）

15ページの……（「附則です」と呼ぶ者あり）附則27項云々というところですか。25年12月31日に改めると。これは、この今回の条例案の第2条に書いております太良町税条例の一部を改正する条例（平成20年条例第18号）の一部を改正するというくだりの中身でございますので、罰則規定につきましては15ページの最終の附則の中で、16ページの(1)に罰則規定については公布の日から起算して二月を経過した日から施行するというふうに規定しております。

○7番（牟田則雄君）

いや、ここにわざわざ23年12月31日を平成25年12月31日に改めると書いちゃう、この内容のことは何を改めるのか、ちょっと質問しよつとです。

○税務課長（藤木 修君）

お答えいたします。大変失礼いたしました。

この分については、15ページの第2条で太良町税条例の一部を改正する条例の一部を次の

ように改正するという事で、平成20年の条例第18号で改正しておりました上場株式等の配当譲渡所得に係る軽減税率の施行期限を現在の平成23年12月31日から25年12月31日まで延長するというふうな改正内容でございます。

○7番（牟田則雄君）

単純にそしたら現行を2年間延長するという理解でいいわけですか。

○税務課長（藤木 修君）

はい、そのとおりでございます。

○10番（久保繁幸君）

ちょっとここに説明はしてあるんですが、次にと書いてあります個人住民税への課税の特例に関する規定の見直しにつきましては3点の改正であります。ここを見てもちょっと私余りよくわからないんですよ。だから、1点目、2点目、3点目を我々にわかりやすく説明をお願いしたいと思います。

○税務課長（藤木 修君）

お答えいたします。

第1点目が、条例案の15ページでございます上から8行目からの肉用牛の売却による農業所得に係る所得税の課税の特例についてでございます。その免税対象飼育牛の売却頭数要件の上限を現在2,000頭というふうに定められておりますが、今回の改正で1,500頭に引き上げて、免税対象牛の対象範囲を現在和牛が100万円、乳牛が50万円というふうな定め方がされておりますけども、今回の改正によって対象牛の対象範囲から売却価格が80万円以上の交雑種を除外するというふうな見直しがされているのが1点目でございます。

2点目につきましては、上場株式等の配当、譲渡所得に係る町民税の現在1.8%の軽減税率が適用されておりますけども、これが本来ならば23年度末で3%の本則税率とするように予定されておりましたが、現在の景気動向等を踏まえて、その回復への配慮から25年末まで2年間延長されるということでございます。

そして3点目が、その軽減税率が2年間延長されたことに伴いまして、本来ならばそれと同時に非課税口座内少額上場株式の配当、譲渡所得等の非課税措置というものが導入される予定でございました。しかし、これ2点目の期限が延長されたことに伴って、この施行についても2年間延期されるというふうなことで、以上3点の改正でございます。

○10番（久保繁幸君）

わかりませんので、またお尋ねいたしますが、この売却価格80万円以上の交雑種、この交雑種というのはどういうものを意味するわけですか。

○税務課長（藤木 修君）

お答えいたします。

和牛と乳牛とを掛け合わせたという意味での交雑という言葉でございます。

○10番（久保繁幸君）

それと、3点目のこれもわかりませんので、お尋ねなんですが、非課税口座内少額上場株式等というの、その意味合いをお願いいたします。

○税務課長（藤木 修君）

お答えいたします。

非課税口座内少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置について御説明いたします。

金融所得課税の一体化の取り組みの中で、個人の株式市場への参加を促進する観点から、平成24年から実施される、今回の改正で26年に2年間延長されますが、実施される上場株式等に係る税率の20%本則課税化に合わせて、平成24年から26年までの間、改正後は26から28になりますけども、金融商品取引業者の営業所の長を経由して税務署に届け出た口座内の上場株式等の配当所得及び譲渡所得については、非課税口座を開設した日の属する年の1月1日から10年間に限り非課税とされるというふうな制度が設けられる予定でございます。ちょっとわかりにくいですね。もうちょっと詳しく……。

○議長（末次利男君）

もっと簡略にわかりやすく説明してくださいよ。

○税務課長（藤木 修君）

ちょっとわかりにくいんですよ。

○議長（末次利男君）

わかりにくかところが一段わかりにくくないよる。

○税務課長（藤木 修君）

この非課税口座の創設につきましては、地方税法上非課税となる上場株式等に係る譲渡所得に関する所得計算の特例に関する規定を設けるものの、基本的には……よかですか。租税特別法において非課税とされておるところでございます。

○議長（末次利男君）

質疑がないので、質疑を終了します。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次利男君）

討論ないので、採決します。

議案第36号 太良町税条例の一部を改正する条例の制定について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（末次利男君）

満場一致。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第6 議案第37号

○議長（末次利男君）

日程第6．議案第37号 太良町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○7番（牟田則雄君）

ここの4条の中の3に死亡者に係る配偶者の、ずっと読んでいったって、その兄弟姉妹（死亡した者の死亡当時その者と同居し、または生計を同じくしていた者）ということになってますが、これは前段の兄弟姉妹、あくまでこの内容については兄弟姉妹であるという前提のものとこれは文面と思うんですが、そのとおりでいいでしょうか。

○町民福祉課長（桑原達彦君）

お答えをいたします。

災害弔慰金の支給の順位につきましては、第1番目に死亡者がおられた場合、その生計を主としていた遺族の方が第1位でございます。その第2位に、今度は生計をしていなかった遺族の方が第2位でございます。その遺族の中に今まで兄弟姉妹というのが入ってなかったということで、今回の東日本大震災を機に、死亡者と同居または生計を維持していた兄弟がいた場合は、遺族の一番下の順位で該当するというような改正でございます。

以上でございます。

○7番（牟田則雄君）

ずっと文は全部読んどるわけですよ。それで、その括弧内の、これは兄弟姉妹…ケイテイシマイと読むわけですが、死亡した者の死亡当時その者と同居しというのと、この同居しとか、生計を同じくしているというのは、この前段の兄弟姉妹に限ることでしょうと確認をしよるだけのことで、そこを答弁していただければと思います。

○町民福祉課長（桑原達彦君）

お答えをいたします。

議員御指摘のとおり、この括弧書きはこの兄弟姉妹に限る部分でございます。

以上でございます。

○11番（坂口久信君）

その兄弟姉妹の同居したという確認あたりはどぎゃんたっとつかな。確認はぴしゃっとどういう確認をされて、それについて。

○町民福祉課長（桑原達彦君）

お答えをいたします。

死亡当時の同居または生計を同じくしていたというあれについては、各申請によってその

当時のいろんな資料等がございます。税の申告の資料とか、例えば各保険の被扶養者になってるとか、そういうもので判定をしていくものだと思っております。

以上でございます。

○10番（久保繁幸君）

この条例は昭和49年というふうに改正されたようでございますが、現在までこのような事例があったことがあるのか。これ今、今回改正に当たられてですね、今までこういうのが事例があったのかお尋ねいたします。

○町民福祉課長（桑原達彦君）

お答えをいたします。

この災害弔慰金の支給等に関する条例につきましては、昭和49年に制定をされております。その条例に基づく災害弔慰金の支給等に関する法律においても、昭和48年に制定をされておりました、太良町では今まで実績はございません。

以上でございます。

○議長（末次利男君）

質疑がないので、質疑を終了します。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次利男君）

討論ないので、採決します。

議案第37号 太良町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（末次利男君）

満場一致。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第7～第15 議案第38号～議案第46号

○議長（末次利男君）

日程第7. 議案第38号 平成22年度太良町一般会計歳入歳出決算の認定についてから日程第15. 議案第46号 平成22年度町立太良病院事業会計決算の認定についてまでの9議案を一括議題といたします。

質疑に入ります前に、野中代表監査委員に決算審査の過程及び結果について報告を求めます。

○代表監査委員（野中秋吉君）

平成22年度太良町一般会計及び特別会計並びに水道事業会計、町立太良病院事業会計、定額資金運用基金の運用状況の審査意見につきまして監査委員を代表し、その概要を申し上げます。

ます。

審査においては、平成22年度の決算審査をしていただきました前監査委員の久保繁幸様も8月10日までが任期でございましたので、御意見を拝聴し、見陣泰幸新監査委員と合議により審査意見を集約いたしました。その結果はお手元に配付いたしております決算審査意見書に記載のとおりでございますが、その要点を申し上げます。

まず、平成22年度太良町各会計である一般会計と6つの特別会計についてであります。

特別会計は、山林特別会計、老人保健特別会計、後期高齢者医療特別会計、国民健康保険特別会計、漁業集落排水特別会計、簡易水道特別会計であります。

審査に当たりましては、町長より審査に付されました太良町各会計の決算書類が関係法令に沿って作成され、太良町の財政状態を適正に表示しているか、各種事業が経済性を発揮されたかを検証するため、会計帳票と証拠書類との照合を行うとともに、関係職員からの事情聴取による審査、例月検査、随時監査などの資料を参考に審査を行ってまいりました。

審査の結果、平成22年度太良町各会計の歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書は関係法令に準拠して作成され、その計数は関係帳票、その他証拠書類と符合しており、平成22年度末現在の財政状態、いわゆる決算書として適正に表示されているものと認めました。

予算の執行につきましては、目的に沿って執行されており、財産のうち12の基金についても決算書のとおり適正に運用されておりました。また、定額資金運用基金の運用状況については、土地開発基金、育英資金貸付基金、高齢者等肉牛飼育事業基金の平成22年度末現在高は、決算書に掲載されている金額のとおりであることを認めました。

一般会計の決算額は、歳入が58億8,035万7,000円、歳出が57億5,543万2,000円で、歳入歳出差し引き額は1億2,492万5,000円となりますが、翌年度繰越財源3,801万3,000円を差し引き、実質収支額は8,691万2,000円となっております。

6つの特別会計の決算額につきましては、審査意見書の3ページに掲載額のとおりであります。歳入総額は20億9,800万4,000円、歳出総額は20億6,546万3,000円で、歳入歳出差し引き額は3,254万1,000円となり、実質収支額も同額となっております。

したがって、一般会計と特別会計の合わせた全会計では、歳入総額が79億7,836万1,000円で、歳出総額は78億2,089万5,000円となり、歳入歳出差し引き額が1億5,746万6,000円となっております。

本年度の一般会計及び特別会計決算において、収入未済額は前年度より714万9,000円、7.2%減の9,262万5,000円となって、そのうち一般会計の収入未済額が前年度比で6%減の3,574万5,000円で、徴収率が0.1%増の99.4%となっております。

また、国民健康保険税の収入未済額が5,210万8,000円で、前年度比で8.1%減、徴収率が0.1%減となっております。

なお、特別会計における事務処理は適正に執行されているところでございますが、38ページ、まとめの欄に記載しておりますように、一部について意見を申し上げておきます。

平成22年度国民健康保険特別会計の決算については、歳入が16億7,165万7,000円で、歳出が16億5,945万4,000円となっておりますが、その歳入財源の一部に太良町国民健康保険給付費基金3,942万円のうち3,900万円を取り崩し、その繰入金と一般会計からの赤字補てんの保険給付費等支援繰入金2,500万円を財源とし、事業執行が行われていました。

基金残高も底を尽きた厳しい国保事業の実態の中で、保険料の値上げについて町民皆様方からの理解を得て、太良町国民健康保険税条例が改正され、平成23年4月1日付で施行されました。保険料の値上げ改正により、国保会計の危機的状況からは一応脱却できるものと思われませんが、これから高額医療費の増大、新型インフルエンザの発生など、想定外の支出が発生する可能性があり、予断を許さない運営が予想されます。

国民健康保険特別会計という制度運営においては、繰り出し基準に基づかない繰入金は税負担の公平性から町民の理解は得られないと思われまので、今後そのための基金積み立てを図っていくなど、しっかりとした計画、見通しにより事業運営が図られることを要望しておきます。

次に、定額資金運用基金に関する高齢者等肉牛飼育事業基金の運用についてであります。

本事業制度は昭和52年に創設された繁殖牛の無償貸付制度でございます。太良町在住の満60歳以上の高齢者に対して貸付期間を5年とし、繁殖牛を貸し付け、飼育という仕事を通じて高齢者の方の生きがいや希望に満ちた生活ができるのではないかと、同時に少しは所得も生じて地域社会に貢献できるというような観点から、高齢者の福祉向上を目的に設置された基金条例であり、運用に当たっては規則や要綱を整備し、事業は進められてきました。その基金条例を実践する規則は、これまで32年間のうちに4回改定されており、その改正によって高齢者農家から壮年の多頭農家へと貸付対象が広がり、貸付頭数も数頭から数十頭に至る状況にあります。また、償還期限を迎えられた延滞者は十数名がおられるような実態でございます。

そこで、意見としては、1、貸付期限を過ぎた延滞者からの滞納金の回収努力と指導の徹底、2、基金条例の理念と運用実践する規則が乖離しているようであり、高齢者から多頭農家による畜産振興へシフトした基金条例を行うとなれば、条例、規則改正など再検討すべきではないかと思われまので、要望いたします。

次に、平成22年度太良町水道事業会計の審査意見についてであります。

審査に付されました決算報告書、財務諸表、事業報告書及び附属明細書について地方公営企業法など関係法令に沿って作成され、当事業の財政状態を適正に表示しているか、また当事業が公共の福祉を増進するよう運営され、経済性を発揮されたかを検証するため、会計帳票と証拠書類との照合を行うとともに、関係職員からの事情聴取による審査、例月検査、随

時監査などの資料を参考に審査を行いました。

審査の結果、決算報告書、財務諸表、事業報告書及び附属明細書は地方公営企業法など関係法令に準拠して作成され、当年度の経営成績及び当年度末現在の財政状態を適正に表示されているものと認めました。

水道事業につきましては、収益的収入の合計額は予算額5,770万円に対し、決算額は13万4,344円増の5,783万4,344円となっています。収益的支出の合計額は5,770万円の予算額に対し、決算額は680万6,036円の不用額があり、5,089万3,964円となっています。また、資本的収入の決算額は0円で、資本的支出の決算額は1,484万8,550円となって、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,484万8,550円は、過年度分と当年度分の消費税及び地方消費税資本的収支調整額から、それと過年度分と当年度分の損益勘定留保資金で補てんされていました。

平成22年度の経営成績は損益計算書のとおり、純利益が前年度に比べ87.8%増の642万5,656円となっています。

続いて、平成22年度町立太良病院事業会計決算審査意見についてであります。

審査の結果、決算報告書、財務諸表、事業報告書及び附属明細書は、地方公営企業法など関係法令に準拠して作成され、当年度の経営成績及び当年度末現在の財政状態を適正に表示されているものと認めました。

病院事業の決算状況につきましては、収益的収入の合計額は予算額9億4,927万8,000円に対し、決算額は8億7,108万9,621円で、差し引き額は7,818万8,379円の減となっています。収益的支出では、予算額9億4,927万8,000円に対し、決算額は1億727万9,821円の不用額があったので、8億4,199万8,179円となっています。資本的収入の決算額は4,077万2,650円で、資本的支出の決算額は5,774万2,953円となって、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,697万303円は、過年度分損益勘定留保資金で補てんをされていました。

当年度の経営成績は損益計算書のとおり、純利益が2,909万1,442円となり、前年度繰越欠損金が6億7,717万3,900円でしたので、当年度末処理欠損金は6億4,808万2,458円と減少しております。

平成22年4月1日公営企業法全部適用の事業者となって、新スタッフのもとに職員が一丸となって改革プランを進めてきた成果が平成18年新病院開設以来、初めて黒字経営に転換できたのではないかと思います。その業績は全国自治体病院が経営難に苦しんでいる中であって、大変評価されるべきものと思われま。

ここで17ページ、結びの欄に未収金について意見を記しておりますが、その財務諸表に計上されている未収金のうち、過年度分36年間分という長期の滞納金がございます。そのうち、債権が消滅している可能性があるのではないかと思えるものが審査資料の中に見受けられましたので、よく精査されてください。同時に、公営企業の財務諸表は民間企業と同様に経済

的実態をあらわすようになっていきますので、未収金など流動資産はよく確認をして計上していただきたい。特に、未収金の個人記録簿などの監査は、地方自治法や個人情報保護条例などによって監査委員の職務権限が及ばない領域であり、病院事業者の内部統制によって明確にさせていただくよう要望しておきます。

次に、平成22年度太良町財政健全化判断及び2つの企業会計健全化判断となる書類が町長より審査に付されましたので、提出されました書類に基づき関係職員の出席を求めて審査を行いました。

審査の結果、太良町財政健全化判断となる実質公債費比率、実質赤字比率、連結実質赤字比率、将来負担比率について、また太良町水道事業会計及び町立太良病院事業会計の健全化判断となる資金不足比率については、いずれも適正に作成されていることを認めました。

最後に、混迷する社会情勢の中であって、行政需要はますます複雑化し、厳しい財政運営が予想されます。町税を初め各種使用料など収入未済額の削減と収入率の向上による自主財源の確保をするとともに、計画的で効率的な行財政の運営による歳出削減を推進され、なお一層の財政健全化に努められるようお願いいたします。

以上で平成22年度太良町各会計及び企業会計の決算審査意見について、概要報告を終わります。

○議長（末次利男君）

以上で代表監査委員の報告を終わりました。

質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次利男君）

お諮りします。ただいま議題となっております議案第38号から議案第46号までの9議案につきましては、正副議長を含め11名の議員で構成する企業会計及び一般会計等決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、閉会中の継続審査にしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次利男君）

異議なしと認めます。よって、議案第38号から議案第46号までの決算の認定については、企業会計及び一般会計等決算審査特別委員会に付託し、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

重ねてお諮りいたします。ただいま決定されました企業会計及び一般会計等決算審査特別委員会の委員につきましては、太良町議会委員会条例第6条第1項の規定により、1番田川君、2番江口君、3番所賀君、5番山口君、6番平古場君、7番牟田君、8番川下君、11番坂口君、12番下平君、以上9名を指名し、議長、副議長を含め11名といたしたいと思っております。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次利男君）

異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました以上の諸君を企業会計及び一般会計等決算審査特別委員に選任することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

午前10時47分 休憩

午前11時 再開

○議長（末次利男君）

定足数に達しておりますので、議会は成立いたします。

休憩を閉じ、直ちに会議を開きます。

この際諸般の報告をいたします。

休憩中に企業会計及び一般会計等決算審査特別委員会において、委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果、委員長に下平君、副委員長に川下君が互選された旨の報告がありました。

以上で報告を終わります。

日程第16 議案第47号

○議長（末次利男君）

日程第16. 議案第47号 平成23年度太良町一般会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○3番（所賀 廣君）

歳出の17ページを見ていただきたいと思います。

この企画財政管理費の欄で工事請負費ケーブルテレビ施設整備事業61万3,000円とありますが、この内容についてまずお聞きしたいと思います。

○企画商工課長（岡 靖則君）

お答えいたします。

これにつきましては、多良岳公園線の道路改良に伴いケーブルテレビに移設ということで、畑田地区内のケーブルテレビを今あそこに張ってありますけども、県道の改良工事を行いますので、それに伴って移設をするということになっております。また、この財源につきましては県のほうから補償金で全額、今のところは出るようになっておりますけれども、最終的には金額が確定しておりませんが、補償費で一応移設をするということになっております。

以上です。

○3番（所賀 廣君）

このケーブルテレビですが、加入率、平たん部と山間部で多少違うかと思います。ケーブルそのものはほぼ全域に張りめぐらされてるものと思いますが、今現在の加入率ですね、できたらその平たん部、山間部を分けての説明があったらなお結構かと思いますが、どうでしょうか。

○企画商工課長（岡 靖則君）

お答えいたします。

ケーブルテレビの加入率については全体で65.3%で、今のところその平たん部と山間地区ですかね、そこんについては分かれておりませんが、3,201世帯中2,093世帯、65.3%の今現在の加入率です。

以上です。

○3番（所賀 廣君）

この電波といいますか、テレビについてはアナログ放送から地上デジタル放送に移行されたわけですが、これに伴ってケーブルテレビに加入するといいますか、加入される方に以前申ししておりましたように、多少期待感があったわけですが、このデジタルへの移行によって加入されたその経緯といいますか、見える範囲というのがあったのかどうか。

○企画商工課長（岡 靖則君）

お答えいたします。

一部世帯においては、どうしても難視聴で見えないというところでケーブルに加入した世帯も幾らかあると思いますけども、私たちのところに幾らか相談がありましたので、そういうところについてはケーブルテレビに御相談くださいということでしたところもあります。それと、亀ノ浦地区の町営住宅関係についても、若干見えないというところがありましたので、そこの辺についてはいろいろの処置をしております。

以上です。

○5番（山口 巖君）

それにちょっと関連でお尋ねします。いろいろなアンケート調査をとって基本調査とかやったということですけど、ケーブルテレビをどのくらい見てる、視聴率ですね、そういう調査まではされなかったわけですか。ということは、やはりいろいろな問題が、今ケーブルテレビあるとでは防災無線等で町民に知らせているというような答弁を一般質問のときいただいたところですが、やはりその今のケーブルテレビは白石町、そしてまた嬉野市ということで番組がもう少し大きくなって、太良だけを見たいというときも幾らかずれも出てくるし、私の感じとしてはかえってもうこの視聴率というのが下がっているの、加入率はもちろんいいんですけども、視聴率が下がっている状態でああいう太良町の情報をケーブルテレビで流して、流しましたからだけではどうかなと思うんですけど、その視聴率も何かの機会に

のくらいの人が見てるのかは、やはりしながらああいう町の情報等も流していただければ、もう少し町民も助かるかなと思うんですけども、それだけというのはなかなかアンケート調査とか調査も難しいけど、そういう機会があったら何かのときにやっていただきたいと思えますけど、課長さんにお尋ねします。

○企画商工課長（岡 靖則君）

お答えいたします。

先ほど加入率に言いましたけども、視聴率については今までそういう調査をしたこともありませんので、何かの機会ではそういうともやっぱり必要かなと思ってます。住民がどのような情報を求めているかというのも、やっぱりケーブルテレビのほうもその資料として必要かなと思ってますし、私たちも情報を流す上でどういうのを期待されているかというのを必要かなと思っておりますので、いい機会がありましたら、そういうのもやっぱり試みたいと思っております。

以上です。

○7番（牟田則雄君）

歳出の20ページお願いします。

火葬場建設のこの解体、旧火葬場は大体坪数幾らになってますか。

○環境水道課長（土井秀文君）

お答えします。

済みません、旧火葬場のちょっと坪数の資料を持ち合わせておりません。

○7番（牟田則雄君）

前監査委員から、大体二十二、三坪やろうという話が出ておりますが、大体これが予算として3,529万円予算に上がって、そして補正でまた1,200万円の追加を今度上げられているんですが、これアスベスト等か何か特別なその建物になっているのかどうか、そこら辺をちょっとお尋ねいたします。

○環境水道課長（土井秀文君）

お答えいたします。

今回1,200万円の追加補正をお願いしております分につきましては、当初3,080万円の予算を確保させてもらってございました。その中で火葬場の解体に1,500万円、火葬場跡地に1,570万円ということで予算をいただいておりますけれども、火葬場解体につきましてダイオキシン等の結果は基準以下ということで、火葬場の解体については安くできましたけれども、栄町地区の要望で排水路の設備をとということで、要望が出されてございました。その分についてちょっと先食いではありませんけれども、栄町地区のあの踏み切りから町道までの排水路の設備を行いました結果、それが800万円程度かかりましたので、その分についてまた今回、今度は杉谷との協議でやっておりました目隠しについて、その分について今回23年

度で行う予定でしたので、その分について不足が1,200万円ほど出ましたので、今回追加をさせてもらっているような状況です。

○7番（牟田則雄君）

そしたら、これは正確にその解体費用が幾らか、それに対するいろいろな附帯、附帯が幾らかというのをできたらしてもらえば、我々もわざわざ質問する必要もなくなってくると思いますので。やけん、解体費用は単純に解体費用そのものは幾ら、何平米で幾ら、そしてそれに対する区の要望でそのほかの工事でこのくらいとしてもらえれば、こういうことに対して神経とがらかして質問する必要ないと思いますので、これについてはそいけん単純にこの建物の解体は幾らかかるのか、わかったら教えてください。わからなかったら、後でまたそりゃ明細はあれしてもらえば結構ですが、どうですか、今わかりますか。

○環境水道課長（土井秀文君）

お答えします。

解体につきましては、税込みで590万7,000円ほどかかっております。それであと、排水路の設備に690万円、これ一部変更が出てくると思いますので、800万円程度に変更するかとは思いますが、あと残り工事費に1,200万円ほど使っておりますので、今回の最終的な工事を二千ちょっと見ておりますので、その分に不足する分が1,200万円になりますので。

以上でよろしいでしょうか。

○5番（山口 巖君）

地元の要望を聞いて取り入れたということで、800万円の水路、そしてまた400万円が杉谷地区からの目隠しと、こういうことの説明と思います。それで、いろいろと地元には話を聞いて、それを踏まえて新設するというので、いろいろと町長初め課長、地元には相談に行っていたと思いますから、これはもちろんしてやるのは当たり前だとも思います。しかし、思うのはやはり今の質問にもありましたように、補正、補正、補正というだけじゃなくて、もう少しそしたら要望を前聞いと思ったら補正はこれはつけなくてもいいわけですし、はっきり言って補正、補正と、補正の環境水道課と言う人もいないとも限らないわけですから、ある程度はしっかり準備して予算を立てていただければ結構かとも思います。それともう一つは、やはりまた地元の要望はそれはもちろん大事にせにやいかんということで、そういう補正という可能性があるのかというのが、もうこれで全部大概話し合いは済んでいるのか、それが一つ。それともう一つ、その後の維持管理とかいろいろの地元からの要望等があるのか、今のところまだあっていないのか。2点だけお聞きします。

○環境水道課長（土井秀文君）

お答えします。

補正につきましては、私たちもちよっと流動的でしたので、ダイオキシン等を考えて今回は補正ということに取り組みせてもらいました。それと、今後ですけれども、今後の要望に

つきましては、今のところもうこれが今回目隠しをすることについて最後ということで、私たちは考えております。それと、維持管理につきましても、現在の指定管理太良クリーンセンターにお願いしておりますけれども、そちらのほうと部落のほうと話をさせていただくようなことで、私たちのほうでは考えております。

以上です。

○5番（山口 巖君）

それでは、もうこれ以上はある程度満足地元にもいただいているという判断でいいわけですね。ということで、ちょっと進めて。そしたら、やはり思うのは一番最初に百武町長から何回も足を運んでできなかった。これが新しい体制になって、また今度の課長、何回とも足を運んでできたということですから、やはりある程度地元の要望はあろうかと思えますし、補正もやむを得ないのはやむを得ないということで、やっぱり50年余りあそこに迷惑をかけてるということを十分お考えいただいて、いい結果で終わっていただければと思います。回答要りません。

○8番（川下武則君）

19ページのこの多目的トイレの新設事業ですけど、これ場所はどこですかね。

○町民福祉課長（桑原達彦君）

お答えをいたします。

今回の多目的トイレの新設工事については、自然休養村の玄関の前といいますか、体育館と自然休養村の間の場所に身障者用の多目的トイレを設置したいと考えております。

以上でございます。

○5番（山口 巖君）

それでは、ちょっと済みません。実は、一般質問で聞いたところでございます。時間がなかったもので、企画課長、本当にしつこいようですが、ちょっと二、三、お尋ねをしたいと思えます。

ということは、そのときの説明では事業が1年で終わるとと3年継続するのがあるという説明だったと思います。1年で終わる、個人というのか……。

○議長（末次利男君）

何ページの。

○5番（山口 巖君）

17ページです。目の4番ですね。

そしたら、そういう説明があったと思いますので、1年だけの事業が終わる個人というか団体があるのか、あったら何団体なのかお聞きします。

○企画商工課長（岡 靖則君）

お答えします。

3カ年の事業が継続できる分と単年度で終わる分と、それはいろいろあるかと思いますが、その事業者自体が今回申請された団体が3カ年間継続してしようという試みでされればいいかなと思っております。特に、特産品とか販路拡大については3カ年間というのを設けておりますので、そういう継続事業。今回の事業については、特に3カ年間というのを当初に頭出しをしておりますので、そういうところを見据えて事業者の方々が申請をしてもらえればいいかなと思っております。

以上です。

○5番（山口 巖君）

ということは、研修中の中でも何点かこの申請が出てたと思いますけど、研修も3年するわけですか。それが1点。それともう一つ、私ちょっといつも疑問に思うんですけど、この団体が上がってるのに、その団体でこっちにも個人の人に参加し、こっちの団体にも参加し、あっちにも参加し、同じ人が3団体に名前を連ねていると、こういうとがあるように感じるんですけど、そういうときの補助率ですね、それをどう考えているのか。一応2点。

○企画商工課長（岡 靖則君）

研修については、今のところ1年に1回ということで一応予定をしております。それを3年間継続できるかについては、その事業の内容等によってまた違って来るかと思えます。それと、同じ人がというのが、当然いろいろこの中には今回9団体が申請をやって、最終的に1団体がもう取り下げる状況になりましたけども、いろいろなところにやっぱり出てくる人もいらっしゃいます。異業種の交流会の研修会に当たっても、その研修会にも参加されておりますし、その研修会の参加を受けて今度は販路拡大をしようとか、そういう試みでされてるところもありますし、それぞれのところでされてると思いますけども、中身についてやっぱり重複をしないで、ほかの補助金をもらえる可能性もありますので、そういうのとやっぱりかぶらないようにということで、その会員の中には入っても結構ですので、他の事業との重複とかいろいろなところをやっぱり私たちも審査の中でもしましたので、そういうところを慎重にしながら、今後ともこの事業を継続していきたいと思っております。

以上です。

済みません。補助率については、3つの今回事業をしましたが、産業の開発、育成のための研修事業については予算の範囲内で査定額の50%とか、研修については海外では30万円とか国内で20万円、それと特産品開発については予算の範囲内で査定額の100%としておりますけども、これについては継続を3カ年間いいですよ。ただやっぱりどうしても予算は限られた予算でありますので、その予算の範囲内ということにしております。それと、イベント開催については予算の範囲内で査定額の60%以内ということで、金額を50万円ということで今のところ予定をしております。

以上です。

○5番（山口 巖君）

もう決定ということで、それをまたいろいろするところではありませんけど、私思いをちょっと語らせていただきたいと思います。ということは、いろいろな問題がありまして、中尾分校の跡に自分たちがこの前では3万円ですかね、個人が出資してそういう一つの産業というのを、昆虫の産業というのを興して今取りかかっているということでございます。しかし、そういうことを考えてみますと、それと今までの大きい組合あたりが販売促進、PRと、これは何十年でもやった事業ですから、改めて町が支援していかないといけないのか、そういうことがいつも思っていてるわけですけども。こういう事業はちょっと町長聞いていただきたいと思うんですけど、やはり中尾分校というのは何か波及効果というか、ここが事業がいった場合は、まだその跡に三里分校というのもどうせこの場で話さなければならない時期が来るわけですよ。そういうことで、この分校のその跡地利用ということで中尾分校がああいうものを作って、ちょっとあれですけど、何人もいた人がいたんですけど、富士町のあの南小学校ですかね、あの分校、あそこの跡もあそこの水を使った水耕栽培、そしてまた給食室を使ってそこで地元のもので食堂というかレストランというか、ああいうものを作ってということで、経営的にはなかなか厳しいかなと思ってきたんですけど、ああいう格好でやはりそういう建物を無駄にしない、それとやはりそこに残った分校というのは意外と過疎地というか、ああいう地形のところですから、大きい収入を得るにはなかなか交通的にも無理だと。そしたら、その建物を使って何かほかのより少なくともいいから、幾らかの収入をとったときには、やっぱり三里分校あたりもいろいろ何かの利用法等も考えてやったほうが、その跡、閉校というかどうかどういふふうになるかわかりませんが、しやすいんじゃないかと思うわけですよ。それから、本当いったら補助もそういうふうなとも幾らか波及効果、個人だけの二、三人が利益を得るためというか、効果があるのかとか、その辺も含めて補助を出していただければ、もう少しこの事業のもっときらりと光る太良町づくり、これこそこれにずばり当たるんじゃないかと考えていたところでございます。

それで、せっかくの予算ですし、もうつけたことですので、どうですか、この人たちをどこかで発表して、この予算、補助金をもらったとか発表していただくというか、研修の結果を報告していただく。今途中産業を、新しい品種の開発をしたときは、まあできないときもあると思いますけど、どういう例でこの辺が悪かったからなかなか販売が難しいとか、その発表というか、結果を検証するというよりも、向こうのほうからという場がとれないものかです。その辺をちょっとお聞きしたいと思いますけど。

○町長（岩島正昭君）

今議員おっしゃるとおりに、これはあくまで補助事業でございますから、何の補助についても実績報告というのがございます。だから、それは当然こういうふうな補助をもらった以上は、実績報告等してもらおうのは建前と思います。それで、今若干中尾分校のお話をなさっ

たわけでございますけども、3年間というても中尾分校に例えて言いますと、自分たちがそういうような過疎対策という形で高齢者の方、資金を持ち寄ってそういうふうな立ち上げをやっておられますけども、3年間というとは当初事業資金云々で自分たちがやった以上にある程度3年ぐらいは営業、本当の販路等々はかかるだろうということで、3年間のうちにはそれだけの組織を立ち上げてくださいという意味で、1年単品ではどうしても資金不足等々でこれはもう運営できないということでございますから、そこら付近の3年という形をさせていただいているということと、もう一つはこれ太良町の地域づくり事業という形でこれはもうおあげしておりますけども、もう一つ社協で地域福祉推進事業というのがございます。それは皆さんたちがまたこれをいろんな計画を上げて、申請をしていただくわけでございますけども、その分についてはこういうふうなもう太良町活性化対策ということで、ほぼそういうふうなことについては100%申請どおりに採択をし、ある程度何年かしていращやるものにつきましては7割か8割か減額をして、申請額を決定してるという状況でございます。だから、太良町の愛河会とか大谷梅林ですか。あの方たちももう太良町の本当に定着してるんですよ。だから、あそこら辺にも幾らなりとも補助をおあげして、少人数でああいうふうな計画をなさっておるものですから、そこら付近についても何かこういうふうな事業を助成して、長く続けていただきたいというふうに思っておるわけでございます。

以上です。

○11番（坂口久信君）

今言われたとおり、今からできたらそのカブトムシもしかり、大谷梅林もしかり、小さいところにやはり目を向けて、そして育てていくというようなことが、やはり我々太良町にとっては、ですから町長もそういう考えを持たれておると思いますけれども、大きな例えばですね、補助金あたりをもらいながらある程度整備をできて、ある程度売り上げ等にも、まあ順調かどうかは別としてですよ、ある程度めどがついたところもあろうかと思えます。そういうところにも商品開発やこの地域づくりの補助金あたりがやはり今現在行ってるわけですね。その辺の山口巖議員が言われるように補助率あたりは勘案して新しいそういう芽を育てるのが我々は大事なあとと思っておりますし、その辺はめり張りをつけながら、やっぱり大きいところがどうしても金はようけいるわけですがけれども、それもいろんな補助あたりをもらいながら、いろんな商品開発にしろ、販売にしろ、できてきとうわけですね、実際の話。そこんにきばやっぱり含めて考えて、それは育てることは大事なことですよね。大きな企業あたりがよくなってくるといことは、太良町にとって本当に非常に大事なことでありますけれども、そういう芽をぜひ育てていただいて、そういうところには応分のめどが立つぐらい以上に育ててもらおうとがいいかなあというふうに考えておりますけれども、その辺について町長、どういうふうにお考えですか。

○町長（岩島正昭君）

全く同感でございます。そういうふうな若干山口議員からミカン等々の東京の売り出し云々等々もございましたけども、これはイコール個人の営業にもなるわけですよね。東京等で個人出荷等ともありますからね。だから、それはそれなりである程度減額をしながら、そういうふうな小さなイベント、太良町をやっぴり宣伝していただく、そういうふうな方に極力補助金等々については100%近く助成していきたいというふうに思っております。

○9番（見陣泰幸君）

19ページの2の老人福祉総務費で地域共生ステーション防災整備事業ですかね。これは場所がどこで、もうこういう施設でこの整備が進んでいるのか、残っていればあと幾ら残っているのか。それと、目の4の心身障害者、先ほど川下議員が質問されましたけど、多目的トイレ整備事業の単独で建てるのか、ちょっと施設に付随して建てるのか、できれば平米数と何基取りつけるのかを教えてください。

○町民福祉課長（桑原達彦君）

お答えをいたします。

まず、地域共生ステーションの防災対策整備事業補助金でございますが、これにつきましては宅老所とぬくもいホームが対象でございます。それで、町内に宅老所が2カ所、ぬくもいホームが1カ所でございますが、日ノ辻にある宅老所まごころの家については、既に防災対策が済んでおります。それで、宅老所おおうらとぬくもいホームたらにつきましては、今回消防法の改正によりまして、スプリンクラーの設置義務が床面積が下がったものですから、その対象になるということで、宅老所おおうらとぬくもいホームたらに対するスプリンクラーの補助をする事業でございます。

それと、2点目の御質問の多目的トイレ新設事業ですけども、これについては国の交付金で県が基金を創設しておりますので、その補助金として800万円が補助金でございます。多目的トイレでございますので、今の自然休養村から離して単独でトイレを設置をいたしたいと思っております。規模については実施設計を今から行うわけですが、よその例を見ますと大体3メートルの4メートルぐらいの規模になろうかと思っております。

以上でございます。

○9番（見陣泰幸君）

トイレのほうは何基つけるというのは。

○町民福祉課長（桑原達彦君）

お答えをいたします。

1基でございます。

○9番（見陣泰幸君）

いや、説明ではふえたということですので、1基で足るのかですね。それ1基で足ること足るのかですね、2基ぐらいつけにゃいかんのか。やっぱり1基でいいのかなという気がす

るんですけど。

○町民福祉課長（桑原達彦君）

お答えをいたします。

役場周辺健康広場一帯につきましては、どうしても外からの障害者の方が使われるトイレがないということで、ここ数年議会等でもいろいろ御意見がありまして、なかなか費用がかさむものですから、いろいろ検討を重ねた結果、今回障害者の自立支援の関係の交付金関係が見つかりまして、それで1件当たり800万円の補助が出るという高率補助がありましたので、1基を800万円以内で、今のところ障害者用のトイレですから、オストメイト用の設備とかベビーシートの設備とかそういう最新の設備を整えた1基を考えております。

以上でございます。

○3番（所賀 廣君）

19ページを見てみますと、町長の提案理由の中でも書いてありますが、この475万円、システム設置委託料ということで、これが災害時に自力での避難が困難な高齢者や障害者などの把握を容易にするためとあります。これは庁舎内の恐らくコンピューターのハードか何かの整備だと思いますけど、この辺のこういった形でこれを整備するのかお尋ねしたいと思いますが。

○町民福祉課長（桑原達彦君）

お答えをいたします。

今回の災害時要援護支援システムにつきましては、これも数年前から災害時の要援護者をどうやって避難場所等に第1次的に移すのかという議論がございまして、国のほうでもいろいろ議論がございました。それで、今回の特に震災時も具体的な問題提起がなされて、国において介護基盤緊急整備の臨時特例交付金というのが創設をされております。その中で災害時の要援護者の避難のシステム等を整備をすれば、500万円以内は満額補助を出すというのが見つかりまして、今回私ども太良町では21年度にこの災害要援護をしなくちゃいけないということで、21年度に65歳以上、あるいは障害者の方にアンケートをとって、登録制度を設けまして、今登録を行っておるところです。しかし、まだまだ台帳をつくっただけの段階でございますので、今回その台帳をもとにその後の年齢の変更とか障害者の変更とかを加味しまして、新しくシステムの中にその名簿を入れまして、その名簿にプラス、その地図も画面上に出てくるような形でいろんな災害の関連手法等をつくりまして、町民福祉課に1台、総務課に1台端末を置いて、緊急時あるいは平常時にも、どういう世帯がどういう状況で災害援護が必要なのかという情報を目で見える形でシステム上に乗せまして、住基の異動と連動をして、その結果を民生委員とか消防団の方に最新の情報を提供できるような形のシステムにつくり上げたいということで、100%補助が見つかりましたので、そういう形で運営をしていきたいと思っております。

以上でございます。

○3番（所賀 廣君）

大体わかりましたけど、ただこういったのをつくって475万円、システムをちゃんとつくりましたでは済まされんと思うとですね。何かあったときにさっと行政で行くのか、さっき言われた地域の消防団とかそういった方の支援をいただいて、そこに出向くのか。あるいはまた、その人たち、今のこの災害がその家の人が危ないというのが多分自動的に出てくると思うとですけど、そういったときにもうおられんやっような場合のその対策とか、いろんなことがあると思うとですね。その援護の方法、救出の方法というのは具体的にはどういうふうにご考えておられます。

○総務課長（毎原哲也君）

お答えします。

先ほどの要援護者の災害時の救出方法等につきましては、まず今のところは民生委員さんとか、それから区長さんとか、それから消防団が多分持っておられると思うんですよ。大体その各地区において把握をされてるということになりますので、その災害がどこで起こるか分かりませんが、起こりそう、あるいは起こった場合は、その救出についてはその各地区の消防団、それから民生委員さん、区長さんあたりが協力して救出をされる、あるいは避難所まで誘導されるということになると思います。

○3番（所賀 廣君）

何かちぐはぐなような感じもすつとですよ。災害があるよというとき、たつたつと例えば消防団、その何部何部とあるそういった方の部長さんところに自動的にさつと行くシステムだとか、あるいは区長さんところにさつと行くシステムとかというところまで完備して、このコンピューターからですか、行くようなそういった形でせんと、ああ、あそこが危なかけんて、そいぎ総務課長が電話して、ちょっと行たてくれんですかみたいな感じじゃ、スピードさに欠けると思うとですよ。その辺を含めてこういった整備もする必要があると思うとですよ。スピードに欠けんような整備の方法というをもつと具体的に考えていく必要があるとやなかかと思ひますけど、いかがですか。

○町民福祉課長（桑原達彦君）

お答えをいたします。

私どものほうでその福祉関係で今回の災害時要援護システムの国の予算を獲得をさせていただいたわけですけども、今現在太良町に災害時の要援護者の避難支援計画というのがございます。それ第1次的に区長さん、第2次的に民生委員さんということをお願いをいたしております。これで区長さん及び民生委員の方は、その補助者を指名できるということになっておりますので、当然消防団等をお願いをして、今回つくり上げます要援護者に対する支援というような形を具体的に進めてもらう計画になっておりますけども、実際今所賀議員の御

指摘のとおり、このシステムをつくり上げて、そのつくり上げたものを区長さん初め民生委員、あるいは消防団の方に今この地区にはこういう方が何人おられますと。家族は何人ですということで、今症状がこういう特定疾病の病気をお持ちですよということをですね、最新の情報をお渡しして対応できるような形の基盤整備を今回したいと思っています。ですから、そういう基盤整備が当然町の防災計画もございますでしょうから、その辺基盤整備ができた時点でより迅速な対応ができる人が動くソフトもまた整備をしなくちゃいけないというふうに考えております。

以上でございます。

○5番（山口 巖君）

今消防団の救出ということで大分話されましたが、ちょっともうわかりやすく例をとって質問いたします。ということは、津波でもいいです、火災でもいいです。家にお年寄り、子供がおった場合、屋根が落ちかけた、物すごい火の気が上がった、助けてと中から子供が叫んでる、年寄りごと、そんなときには太良町の消防団が行くんですか、消防署のプロを来るまで待つ、どっちの指導になってますか。ということは、消防署員が津波で大分消防団ですね、が亡くなっているわけです。それで、こういうことは津波とか、火災をこっちが想定した場合、消防団員がみずから命をかけて住民を助けに行くのか、火災服を持ってる消防署員が5分おくれるか、10分おくれるかわからないのを消防団には待ちなさいと、危険だから待ちなさいという指導をやっているのか、どっちかということを知っています。

○総務課長（毎原哲也君）

お答えします。

それは早く駆けつけた者から順番に消火活動に入るという、そういうことになってると思います。

○5番（山口 巖君）

消火活動はもちろんです。相手が子供とかお年寄りが家の中にいたときの救出の問題なんです。もう危ないというときの判断。消防団員があえてなのかという判断はどこまでの判断を指導というか、されているのかということです。

○総務課長（毎原哲也君）

ちょっと済みません、そこら辺明確に把握をしていないんですけども、明らかにわかるのはそこでまさに亡くなろうとしてる方をですよ、消防署が来ないから助けないということは何分できないと思うんですよ。だから、とにかく早目に行った人が助けられる状況であれば、早く行った人が助けるというのが順序だと思います。

○5番（山口 巖君）

ということは、ある程度の想定というのをしていかないと、島原の火砕流あたりでもやはり助けようとして子供を残して消防団が亡くなった。今度の東日本も大分の消防団がそうい

うことで亡くなるとるんで、どのくらいのときにはどのくらいというのをある程度想定をしてからが、まあ消防団員の方も家族がいるものですから、もちろん気はやって入っていく人が多分多いと思いますけどね。その辺も、ある程度の時間があつたときにはこういうときはこうがいいですよとか議論しながらしていただければと思います。回答要りません。

○10番（久保繁幸君）

今の消防の関連ですが、24ページに今回限りの措置ということで非常備消防団員の公務災害補償費の組合費負担金ですね、1,140万円ということで掲げてありますが、これは本町だけでも1,140万円というふうな金額を上げてありますが、これ全国的と思うんですが、全国で総額どれくらいの負担金が発生というか、負担金が集まる予定なんですか。

○総務課長（毎原哲也君）

お答えします。

全国で全体で54億4,700万円です。

○10番（久保繁幸君）

昨日のテレビでやってたんですが、東北3県、今回の東日本の災害で死亡なされた消防団員さん200名以上というふうな報告がなされておりました。それで、ここで今全国で54億4,700万円ですか。このような公務災害時に亡くなられた方に弔慰金、どれくらいのお支払いがなされるのかお尋ねします。

○総務課長（毎原哲也君）

大体死亡された方で1,100万円程度ということで、あとはそのけがの程度とか公務災害でどれくらいかかるかというのは、それぞれだと思います。

○10番（久保繁幸君）

その1,100万円はこの負担金を集める前の段階じゃないですか。1,100万円は死亡された方が200名以上おられますということで、ふだんならばもっと多いんだけど、この基金がないので1,100万円ぐらいという報告があつておりました。これから支払われるということはないんですか。その1,100万円、多分私が勘違いじゃないと思うんですが、ただこういう災害で亡くなられたんで、公務災害で亡くなられて、消防団員の方1,100万円だけかなというふうな感じを受けましたので、多分後でこの今亡くなられた200名以上の方には、これから支給というふうな方法はとられないんですかね。

○総務課長（毎原哲也君）

お答えします。

まさに、そのさまざま、死者、行方不明者で251名ということで、その方々がまず亡くなられてる。それから、けがをされている方もいらっしゃいますので、そういう方々はこれからこれで負担を全国の消防団がやって、それで支給していくという形になると思います。

○11番（坂口久信君）

この17ページのこのサイン計画についてちょっとお尋ねをしますけれども、まずこのサイン計画の内容ですね、が1点と、今後今207号と広域農道が今回開通したわけですが、その広域農道の通行量がどんどんふえているというような状況で、そういう状況の中で例えば今後ですよ、その目ぼしいとこ、太良町役場とか、例えばたらふく館とか、竹崎城址の展望台等々のやっぱり入り口が非常にわかりにくいような状況であるですね。そういう中の今後の対策はどのようにされておるのか。今後黙っておけば、あそこに個々の事業者の看板等がどんどん建ってね、環境的にも非常に悪いというような状況も出てくる可能性もあるわけですね。その辺太良町あたりは、規制あたりはどのようにされるのか。やはりいろんな今県あたりも看板等についてもいろんな条例等を制定したり何かしようですね。そういう部分について、今後太良町の規制も含めてどのように考えておられるのかお尋ねします。

○企画商工課長（岡 靖則君）

お答えいたします。

まず、この17ページのサインの整備事業でございますけども、これについては鹿島市浜町の新方のところに今看板を設置しております。この看板が国道の改良工事がありましたので、移設をしてくれということで県のほうから言われましたので、今回のサイン整備事業については、これは移設工事です。今の歩道の上に看板が設置になっておりますので、歩道より外れたところに、すぐ近くのところに移設しようかなということで、今回は設置をして、幾らかの財源は県の補償費のほうから出ると。

それと、先ほど言われましたそのオレンジ海道のあそここのところのサインの設置については、当初の段階で今入り口のところには整備はしておりますけども、当然その通行量とかいろいろなところもかかって、今議員言われたように条件が変わってくれば、ある程度のやっぱり整備も考えていかなきゃいけないかなと思っております。ただ、今県のところもその看板を設置するときについては、やっぱり規制をかけてたりいろいろしておりますので、そういう状況を勘案しながら、今後検討をしていかなければいけないと思っております。

以上です。

○11番（坂口久信君）

我々太良町もいろんな人たちが全部建ててしもうてから遅かわけね。例えば、町のその広域農道の区間はですよ、実際言うて後で撤去せろとかなんとか言われても、県あたりもしかりばってんが、もう早目にある程度のそういう整備のその何ていうか、設置条例あたりはやっぱり早目に決めとかんと、今からどんどん建ってしもうてから、後で撤去せろって言われるぎと、それこそ補償問題にもかかわってくっけんですよ、その辺についてはやっぱり町は早目に対応をして、どこまでというぐらいの範囲は考えとかんぎとさ、もう後から乱立してしもうてからどうのこうの言われて、あれでは環境が悪かや何やかんやと、風光明媚なところがそういうとで害されてもいかんしよ、もう少しやっぱり早目早目に対応して、そ

ういう状況も執行部あたりは考えていただかんと、後でいろいろ問題が起きちゃなかかなと思うけんが、言いよっとぼってんが。ぜひ検討していただきたいと思ひますけれども。

○企画商工課長（岡 靖則君）

お答えいたします。

佐賀県の景観条例とかいろいろな条例があります。近隣では、武雄市あたりがそういう条例も設置したと思っておりますけれども、私たちもそういうのを内容を検証しながら検討していきたいと思っております。

以上です。

○7番（牟田則雄君）

今に関連したようなことですが、大体国道と広域農道の道路の構造上の舗装圧の違いとか、そういうあれが明らかにもうこっちの広域農道のほうは薄くてつくってあると思うんですよ、規格上。それで、私たちもこれだけ大型がこの広域農道を通るという予測が個人的にしとらんやったもんやけん、やっぱりこっちをこれだけの大型が通るとなるなら、国道と違って広域農道は相当その破損率が同じ通行量でも上がってくると思うんですけども、長崎県側のほうは前できとったところもあちこちでほげて、そこら辺のその構造基準の違いと、それからそこにそういう破損が出た場合のこれは全額その県か国でやってくれるのか、もう今開通してしまえば町も幾らかせんばいかんとか、ちょっとそこら辺をお聞きします。

○建設課長（川崎義秋君）

お答えします。

その構造につきましては、ちょっと済みません、今資料を持ち合わせておりません。破損等が起きた場合は、今のところ使用管理協定を結んで、町のほうで管理はしておりますけど、そういった構造上の破損等につきましては、一応県のほうで対応をしております。ただ、今年度もう長くしないうちに譲与を受けるという予定になっております。譲与を受けた後は、当然町でそういう破損等の補修も行っていくようになると思っております。

○7番（牟田則雄君）

これは関連のことで余り詳しくもうできんと思うんですが、そうなった場合は重量制限とかそういうあげんとか町が条例つくって、そしたらそういうのもできる可能性はあるとですか、どうですか。

○建設課長（川崎義秋君）

お答えします。

そういう制限はできないと私は思っております。一応ある程度の交通量というのを想定されてつくっておりますので、そういった制限はすれば、当然鹿島市とかも同じ構造でつくっておりますので、町でそういう制限をするということにはできないんじゃないかというふうに思っております。

○5番（山口 巖君）

今サインのこと商工課長言いましたけど、今あの広域農道、あそこは部落の進入口の看板を建ててからカーブミラーが遅くついたというのが大分ありますよね。町長の入り口の部落もあのカーブミラーで見えないというのが現状ですから。ああいうふうなどはもう場所の移転とかなんとか申請済んでいますか。移動の申請ですよ。そのままいくのか。広域農道です。

○建設課長（川崎義秋君）

お答えします。

今議員御指摘のとおり、何か所かそういうかぶったところがありましたので、その点につきましては県のほうに連絡いたしまして、まず行政区の案内表示板ですか、それが移転ができるものについては移設をしてもらうようにしております。

以上です。

○町長（岩島正昭君）

先ほどから維持管理等々の御質問等がございましたけども、私も有明海沿岸道路の陳情の折に、古川知事が広域農道ができとっでしょうものと。沿岸道路要らんでしょうものと。道路構造が違おうでしょうものと。それと同じ国道とチャンポンしちゃいかんですよというようなことを言っております。それともう一つは、今これは県の事業で行った広域農道でございますけども、ある程度すれば町に移管がえがなります。さっき維持管理がありましたとおりに、トンネルの電気料とか、あるいはもろもろの舗装の破損とか、今度は町がせにゃいかんわけですよ。だから、これは近々のうちに多良岳横断道路の建設協議会というのを立ち上げて、まだ解散をしていない理由は、早急に1年以内はだめでしょうけど、2年目に入れば県道に格上げをしていただきたいというふうな要望等々で協議会のほうで要望をしていきたいというふうに思っております。これが伊福のもう一つ維持管理の件に関連でございますけども、竹崎・上田古里線がああ赤橋でショートカットできて、バイパスできたですね。旧県道のほうは、とにかくうちがいろんな形で舗装の打ちかえとか、歩道の駒どめのペンキ塗りかえ等々を要望して、完成してから引き取ると。だから、要望等々についてはぼんぼん引き取る前に県にさせていただいて、町道編入という形をとりますから、当然それを引き取る前には皆さんの要望等々をお伺いしながら、全部県のほうで事業をしていただいて、そして最終的に引き取るという形をとりたいと思います。

○5番（山口 巖君）

ちょうど今オレンジ海道、広域農道の件で町長が話されました。ちょっと町長にお聞きしたいんですけども、せっかくすばらしいこのオレンジ海道、農道できて、まあ大型も行くんですけど、途中で長崎県に入った場合に極端に余りにもこの差があり過ぎるということで、太良町も今川下議員が一般質問でよくやりますが、諫早問題でいろいろぐしゃくしたところもありますけども、その広域農道をもう少し向こうをどうか改良してくださいという要望

が可能なのか。その雰囲気だけでもお聞かせいただければと思います。

○町長（岩島正昭君）

さっき古川知事との会談を申し上げましたけども、それは沿岸道路の建てかえということであれば、あそこ長崎県まで行ってから、小長井でおりよつとですよ。だから、大村までほがしてくださいという要望はしております。これ今後はある程度期成会等々でそこら辺沿岸道路がだめならば、そこら付近で要望して、長崎県とどうせ期成会も一緒につくっておりますから、諫早と。そこら付近で要望していきたいと思います。

○議長（末次利男君）

質疑がないので、質疑を終了します。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次利男君）

討論ないので、採決します。

議案第47号 平成23年度太良町一般会計補正予算（第2号）について、本案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（末次利男君）

満場一致。よって、本案は原案どおり可決されました。

昼食のため暫時休憩いたします。

午前11時59分 休憩

午後1時 再開

○議長（末次利男君）

定足数に達しておりますので、議会は成立いたします。

休憩を閉じ、直ちに会議を開きます。

日程第17 議案第48号

○議長（末次利男君）

日程第17. 議案第48号 平成23年度太良町山林特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次利男君）

質疑がないので、質疑を終了します。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次利男君）

討論ないので、採決します。

議案第48号 平成23年度太良町山林特別会計補正予算（第1号）について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（末次利男君）

満場一致。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第18 議案第49号

○議長（末次利男君）

日程第18. 議案第49号 平成23年度太良町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○8番（川下武則君）

この後期高齢者ですよ、民主党政権になってからも取りやめるとかなんとかんたつたばってん、そこら辺はどういうふうに移行しておりますか。

○健康増進課長（松本 太君）

お答えいたします。

ただいま議員言われましたように、民主党のマニフェストの中に後期高齢者医療を廃止するというので掲げられておりました。当初は平成25年度をもって廃止をして、75歳以上の老人の方はまた国保に戻すというようなことをございましたけども、ちょっと中身がうまくいなくて、1年延ばすということで平成26年度になるという話やったんですけども、この東北の大震災関係で今この話は進んでおりませんので、先行きは不透明な状況でございます。

以上です。

○8番（川下武則君）

そしたら、先が見えない状態でその後期高齢者はずっとあと何年先延ばしになるかわからんばってんが、もしその状態で政権が交代して、また後期高齢者をやるっていうたときに、国民の理解を得られるとか得られんとかかわからんばってんが、そこら辺の思いはいかがでしょうか。

○健康増進課長（松本 太君）

お答えいたします。

今のところは後期高齢始まりまして、当初のときは年金天引きとかいろいろな問題で苦情が出たりとかありましたけども、今はもうこの制度が一応周知した関係でスムーズにいつている状況でございます。これから先はどうなるかわかりませんが、政権が交代したりしたら、また国保に戻したりとかなるかもわかりませんが、先ほど申しあげましたように

今の現状では不透明な状況なんですけど、変わるにしても最低でも2年ぐらいは周知期間を置かないとできないんじゃないかなと思います。ただ、今の情報からいいますと、国保に戻っても今の制度のようなやり方で高齢者の医療のほうはやっていかんばいかんとじゃないだろうかと。というのが、システム改修等で何十億円、何百億円というお金を使っているもんですから、それをまた変えるとなると莫大なお金が要りますので、これ全部市町は混乱を来しますので、今の情報ではそういうふうな同じような制度の状況で保険だけは変わるというような方向でいきたいという話が出ておる状況でございます。

○5番（山口 巖君）

ちょっと今現在後期高齢者、今高齢化ということでございますので、どのぐらいの推移と今現在どのぐらいの人がおられるか。ちょっと数字をお願いいたします。

○健康増進課長（松本 太君）

お答えいたします。

今現在で約1,840人ぐらいいらっしゃいます。

以上です。（「今までの推移」と呼ぶ者あり）

数年にわたってはちょっとわかりませんが、平成21年度で1,806人ですので、今現在が1,846人ということで、40人ほどふえております。

以上です。

○議長（末次利男君）

質疑がないので、質疑を終了します。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次利男君）

討論ないので、採決します。

議案第49号 平成23年度太良町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、本案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（末次利男君）

満場一致。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第19 議案第50号

○議長（末次利男君）

日程第19. 議案第50号 平成23年度太良町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○7番（牟田則雄君）

まず、基本的なことをお伺いします。

この予算の調定額の中に前年度までの未収金は含まれますか、含まれませんか。

○健康増進課長（松本 太君）

この補正予算書とは関係ないんですよ。一応調定額につきましては、現年度分入ってまいります。現年度分と過年度分と入ってまいります。

以上です。

○7番（牟田則雄君）

いや、調定額というとはかみ砕いて言えば、その年、当年度の我々町民が担うその納税額の決定額と理解してよろしいと思うわけですよ。その調定額の中に前年度までの未収金は含まれるのかどうかという質問をしとつとです。それから後の質問に入りたいと思いますが。

○健康増進課長（松本 太君）

お答えします。

過年度分は過年度分としての調定になりますので、現年度分の調定と過年度分の調定とございます。

○7番（牟田則雄君）

そしたら、ここの補正のところ、歳出の総額のところ、補正で2,101万9,000円という補正の総額になっているようですが、前年度の決算が16億5,965万7,000円か。予算もそれに近い数字で上がって、今年度は18億3,800万円の予算額、約2億円近くあるんですが、それだけ大幅に予算額がふえて、しかもそこに補正を2,100万円かけるとするのは、この約2億円近くの大きくなったその予算額は、これは自然増なのか、それとも何かちょっと、前年度の決算にしては大きいもんですから、質問します。

○健康増進課長（松本 太君）

お答えいたします。

今年度の今の補正予算は、歳入歳出に2,101万9,000円を追加で、予算額が18億5,901万9,000円となっております。今言われてるのは決算額だと思いますけども、当然決算額はその年の決算をしてみないとわかりませんので、差額が出てくるかと思えますけども。

○7番（牟田則雄君）

いや、大体次の年の予算は前年度の決算を一応見ながら組むのが普通と思うんですが、ここに2億円近くのその予算の大幅な増になって、そしてその上にこの2,100万円の補正額がまた出されているのはどういう理由かという、その自然増なのか、それともほかに理由があるのかをお尋ねしておるんです。

○健康増進課長（松本 太君）

お答えいたします。

自然増なのかどうなのかということでございますけども、大体前年度並みで予算は計上を

いたすところでございますけども、国保会計にいたしましてはもう医療費の動向が大幅を占めております。ですので、大体前年度からの予算を見ながら、率を掛けたところを出しておりますので、大体この予算が上がってくるのは自然の増だと思えます。

○8番（川下武則君）

国保の13ページのところで、後期高齢者支援金の減額になっとつとばってんが、国保のほうから支援した部分が減ったということは、年寄りさんが急にいっぱい亡くなったけんですか、どがんですか。

○健康増進課長（松本 太君）

お答えいたします。

いっぱい亡くなられたかどうかはちょっとわかりませんが、医療費の実績として計算をしてもらいます。支援金につきましては、支払基金というところにうちのほうから支援金として出しております。向こうのほうで計算を何年か分をされてきて、予算額が決定して出すようになっておりますので、この動向については多分医療費の減だと思えます。

○8番（川下武則君）

今医療費のということやったんですけど、金額的に1,700万円も幾らもあるもんやっけんが、かなりのその減額になっとつもんやっけんですよ、よっぽど何かあったかなあと思っておりますよ。ちなみに、うちのおやじも後期高齢者ばってんが、ちょこっと風邪引いてでも病院に行ったりとか、用心深うさすとに、これだけ支援金が、その負担金が減っておるということでちょっと疑問に思ったもんやっけんですよ。そこら辺がもうちょっと明確に何でこがん減ったとかなあというところが、これには補正のその減額補正は決定通知によるものということで、国のほうから言うてきとつとかなあとは思うばってんですよ、そこら辺がちょっと確認のために質問しました。

○健康増進課長（松本 太君）

お答えいたします。

確かに、議員言われるとおりに明細がはっきりわかればいいんですけども、これはちょっと支払基金のほうから決定が来るもんですから、それによる増減でありますので、その中身が大体、例えば病気が幾ら減ったけんがこれだけ減額というのは、うちのほうではちょっとわかりかねます。

○議長（末次利男君）

質疑がないので、質疑を終了します。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次利男君）

討論ないので、採決します。

議案第50号 平成23年度太良町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、本案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（末次利男君）

満場一致。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第20 議案第51号

○議長（末次利男君）

日程第20. 議案第51号 平成23年度太良町漁業集落排水特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○11番（坂口久信君）

これ漁業集落も大変金が要るような状況になってきよっとですけれども、前も改定等とかいろいろな話し合いもまだなされていない状況とは思いますが、試金石というようなことで、なかなか非常に町の立場も苦しい立場じゃあろうかと思えますけれども、今後こう経費等がかさんだ場合はどのような方向を持っていこうと思われておるのか。非常に町は厳しいかなあという、これをしたことによっていろいろ議員からは突かるっし、いろいろあろうばってんが、その辺について今後の取り組み、どのようになされておられるのか、そして漁業集落の組合等の話し合いあたりは十分できておるのか、その辺についてお尋ねをいたします。

○環境水道課長（土井秀文君）

お答えします。

今後の漁業集落ですけれども、現在接続が88.8%になっております。当然、接続率100%目指して推進等は行っていきたくて考えております。これはもう向こうの組合さんも同等でして、その推進については年1回なり2回なり、竹崎漁業集落の施設管理組合ということで私たちと一緒に推進に回っているような状況でございます。施設に関しましては、昨年22年度から5年計画において整備を行っているような状況でございます。これはもう26年まで徐々に整備をしていきたくて考えております。

以上です。

○11番（坂口久信君）

努力はされとってことで、接続率88.8%。多分これは減ることがあってもふえることがないと思っております。幾ら協議しても、ふえない分はふえないわけですから。そしてまた、いろいろなひとり暮らしとかなんとかでふえてくればね、その反対にどんどんどんどん減っていくような状況。そして、地元からも要するにいろいろな仕事関係とかなんとかで地元には家があってもよそで生活をするような状況に現実としてなってきたわけですね。そういう中で、なかなか難しかかなど。そして、今先ほど言われるように、22年から26年の計画等でどのよ

うな今から計画に金をかけんばいかんような状況になってくるのか。その辺も含めて検討して、その料金等も例えば、これは非常に難しかとは思いますが、やっぱり集落、その竹崎地区の理解を少しずつでも求めながら、幾らかでも町の負担が軽くなるような状況をつくっていかんばいかんちゃんかなかなと考えておりますけれども、その辺についてお答えください。

○環境水道課長（土井秀文君）

お答えします。

先ほど議員言われますように、料金改定等の問題も今から先は出てくると思います。その料金改定につきましては、今基金ももう7億円を切ったような状況ですので、平成40年までもてるかというような状況ですので、それまでには時間はかかるとは思いますけれども、料金改定なども検討していきたいとは考えております。

以上です。

○11番（坂口久信君）

今あなた88.8%と言われたが、こういう見込みもどういう、例えば今後、私は減って考えととばってんが、あなたたちがふやすというような考え方であろうと思うけれども、そこにきの考え方はやっぱり減るといような考え方は持って、そのいろんな計画についても対応せんばいかんちゃんかなかなあと。ただ単に話し合いでふやすといようなことを言うても、現実的に無理な話は無理な話やけんがさ、それは現実を踏まえながらやっぱり今後の計画ばしてもらわんことにはさ、そんなときになってがばってまたどんどん負担がふえるような状況はつくってもらいたくはないと思いますけれども、その辺についてはどがん考えととかなと。

○環境水道課長（土井秀文君）

お答えします。

言われますように、ゆっくりできるような問題でもありませんので、そういったところはやっぱり上司とも相談をしながら、今後検討していきたいと思ます。

○7番（牟田則雄君）

今の関連で質問しますが、今竹崎集落排水の経費のことが基準になると思うんですが、この1戸当たりはその1年間にかかっている1戸当たりの経費と、今太良町でやっておるあの第2処理場で年間の処理費が大体8,000万円近くか、8,000万円ぐらい年間かかっているんじゃないかと思うんですが、それをこっちを利用してるところの1戸当たりの処理費用と両方ちょっとよかったら今じゃなく出してもらえば、竹崎漁業集落排水が高いのか安いのかの比較対象でわかりやすいと思ますので、こっちの第2処理場のほうの年間の処理費用がどのくらいかかって、1戸当たり直したらどのくらいかかってなるといを出してもらえば、その今漁業集落排水のほうも高いのか安いのかの判断が公平にできやすいと思ますの

で、そこら辺をちょっと、今はもうちょっとあれですので、後でもしよかったらそういう計算もしてもらって、そして資料としてもらえば、そこがもしこっちの第2処理場よりも1戸当たりは安うかかろうばいということになれば、こういういつも高か高かと言うごたる議論もせずに済むし、できたらそこを両方出してもらうようにお願いしたいんですが、いかがでしょうか。

○環境水道課長（土井秀文君）

お答えします。

今議員言われるように、比較表ということで作成させていただいて、後で提出というような形をとらせていただきたいと思います。

○議長（末次利男君）

質疑がないので、質疑を終了します。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次利男君）

討論ないので、採決します。

議案第51号 平成23年度太良町漁業集落排水特別会計補正予算（第2号）について、本案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（末次利男君）

満場一致。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第21 議案第52号

○議長（末次利男君）

日程第21. 議案第52号 平成23年度太良町簡易水道特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○11番（坂口久信君）

これ特別関係なかつとですけど、関連で。

いろんな今システム等、簡易水道等には十分力を入れてもらっておりますけれども、そういう改修時期に来ているのかどうか、まだまだ十分間に合うのか、その点についてだけ教えてください。

○環境水道課長（土井秀文君）

お答えします。

システムのままでは現在のままでまだ続けていけると思いますので、メンテ等も毎年行っております。それで、まだ十分対応できるとも考えております。

○11番（坂口久信君）

料金等については前々からいろんな見直し等もというような、太良町で一番安いというようなことでいろいろ言われて、幾らかの値上げ等もあったように記憶しておりますけれども、今のままの状況で両水道事業がまだまだどうにか維持していかれるのかどうか、その辺について。

○環境水道課長（土井秀文君）

お答えします。

昨年度22年度が料金改定をしまして、丸々1年分ちょっといただきました。それで、今年度決算でも出ておりますけれども、ある程度の剰余金は組めるようになりましたけれども、簡水に関しましてはもう基金が2,000万円を切るような状況でございます。それで、当分それで突発事故等があった場合には対応できるかということも私たちも協議をしておりますけれども、まだまだそれでは対応できないだろうというようなこともありますし、県のほうからの指導もいろいろいただいておりますので、そういった施設整備等も行わなければならないと考えておりますので、料金改定についても今後2年後か3年後ぐらいにはもうまたお願いせざるを得ない時期が来るかは考えております。

以上です。

○議長（末次利男君）

質疑がないので、質疑を終了します。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次利男君）

討論ないので、採決します。

議案第52号 平成23年度太良町簡易水道特別会計補正予算（第1号）について、本案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（末次利男君）

満場一致。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第22 議案第53号

○議長（末次利男君）

日程第22. 議案第53号 平成23年度町立太良病院事業会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○3番（所賀 廣君）

これは説明によりますと33万9,000円、医師住宅にカーポート及び倉庫を設置する工事と

ありますけど、具体的に医師住宅のどこにどのようなカーポートということになるわけですか。

○太良病院事務長（井田光寛君）

お答えします。

今6棟ある中の一番奥のほうで山手のほうにカーポートを建てられるスペースがありますので、そこに片そでのカーポートを1つと、0.75坪ぐらいの倉庫を予定しています。これに関しましては、医師確保対策ということで御理解いただければと思います。

○3番（所賀 廣君）

これとは直接は関係ありませんけど、油津のところに医師住宅がありまして、これもともとからずっとあるわけですが、今病院の管理になっております。そこに入るべく整備をしてもいいなあというふうな事務長の意見を伺ったんですけど、その住宅の進捗状況はどうなってます。

○太良病院事務長（井田光寛君）

お答えします。

実際、見に行つて内部を見たんですが、そこにはちょっと今度来られた先生は入りたくないということもありまして、それから実際進んでおりません。前回草刈りとかしまして、今またちょっとそのままにしている状況です。

○3番（所賀 廣君）

工事ということではございませんけど、これとは全然別ですが、太良病院の北側、つまりは油津の天神さん側にフェンスがあるわけですが、あそこの部分が私はぶつかったわけじゃありませんけど、フェンスの支柱がぐっと曲がってちょっと汚れてもおります。景観上にもちょっと悪いなという感じがしております。別に緊急車両とかそういった車両の通行の妨げにはなりませんけど、何となくフェンスがぐっと倒れてしもうて、景観上余りよくないなあというふうな感じがしております。車か何か持って行って、ワイヤーでもかけてぎゅっと引っ張れば立て直すことができるのかなあという感じがしておりますが、そのところ見解として事務長、どうしましょう。

○太良病院事務長（井田光寛君）

お答えします。

前回御指摘いただいたので、議会終わり次第自分たちで一応やってみようとは考えております。事務の中でそういう話をして、今後やる予定です。もし自分たちでできなければ、業者に頼むなりやりたいと思っております。

○11番（坂口久信君）

ここの病院に関連してですけれども、午前中に監査委員さんのほうから非常に病院のお褒めのお言葉をいただいたというようなことで、せっかく院長、事務長来ておられますので、

今後の病院院長として太良病院の運営等についてもどのように思っておられるのか、ぜひせっかく出てきておられますので、その決意あたりを聞かせていただければと思います。

○太良病院院長（上通一泰君）

お答えいたします。

本年度に入って内科の医師も1名ふえて、収益上もまた改善してきてる状況だと思います。ただ、そのほかに病院の機能としての問題であるとか、職員の態度であったりとか、業務上のシステムの改善というのもまだまだこれからだと思いますので、また今後も病院の全体の改善に向けて取り組んでいきたいと思っています。

○11番（坂口久信君）

今院長が述べられたように、ぜひとも長い期間太良町において、太良病院の改革に力をかしていただければと思います。終わります。

○議長（末次利男君）

質疑がないので、質疑を終了します。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次利男君）

討論ないので、採決します。

議案第53号 平成23年度町立太良病院事業会計補正予算（第1号）について、本案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（末次利男君）

満場一致。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第23 諮問第3号

○議長（末次利男君）

日程第23. 諮問第3号 人権擁護委員の候補者の推薦についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○7番（牟田則雄君）

これは非常にプライバシーに関することがこの委員の方の仕事の中で一番大きな仕事だろうと思うんですが、この方は地番はありますが、どこの部落でどこが家なのか。それとも、こういう相談に対するときには、特別に町で相談室とかなんとかがあるのか、この個人の家で相談はしなければならないのか、その辺をちょっとお伺いします。

○総務課長（毎原哲也君）

お答えします。

この方の出身地区は波瀬ノ浦でございます。この人権擁護委員さんというのは、年に4回

程度しおさい館のほうに事務所を開設、部屋を借りられて、そこで人権関係の相談を受けられる、あるいは多分自分の家にも、この方が例えば人権擁護委員をされているということになると、それを知った方は家のほうにも行かれる可能性はあると思います。

以上です。

○7番（牟田則雄君）

今個人情報が一番重要視されるような時代ではありますが、この方は相談に行く人はもちろんプライバシーが、だれが行ったとかなんとかそういうことは努めてわからないようにするのが原則と思うんですが、受けられるほうはやっぱり町民広くみんなこの方がその相談員ということは、当然公的な立場で自分の家もどこでだれそれということは知ってもらわないと、この役目柄ちょっと役目が務まらないと思いますので、そいけんこの方はもう公の人ということで、自分の家もここですと、こういうふうな経路で来てもらえれば家にできますという、やっぱり相談される方がよくわかるようなどこかで説明の仕方と、そういうことをぜひしてもらって、そしてやっぱり通常今、年に4回と言われたんですが、ちょうどよかればいそのときに相談の事項が発生すればいいんですが、年間通じていつこの人権問題というのは発生するかわかりませんので、その都度やっぱり町民の方がこの方だということですが相談に行かれるような、そういうさっきの災害時の避難と一緒に、緊急避難的に相談に行かれますので、そこら辺はやっぱり町民の人にもよくどこということをおわかっていただくような、広報といえども余りにもあれかわからないんですが、利用される方がわかりやすいような方法は講じていただきたいと思うんですが。

○総務課長（毎原哲也君）

お答えします。

その件については、ちょっと今後対応を検討したいと思いますし、中島さんのほうにも極力そういう対応をしていただくようお願いはしたいと思います。

○11番（坂口久信君）

この人物に対してどうのこうのじゃないんですけれども、例えばいろんな悩み事ですね、役場等にも多分結構あつてるんじゃないかなあと思っておりますけれども、そういうとの対応とこういう人権委員さんとうまく連携してどのような対応をされておられるのかですよ、その辺がちょっとわからんとですけれども、その辺についてまずちょっとお聞かせください。

○総務課長（毎原哲也君）

お答えします。

ほかに行政相談委員さんとかいらっしゃるんですよ。その方が大体月1回ぐらいしおさい館のほうで部屋を構えられて、そこでいろいろ相談を受けられたりされてるんですけど、この人権擁護委員さんも大体同じ日ぐらいに設定をされて一緒に相談を受けられるとか、そういう工夫はしております。

○11番（坂口久信君）

例えば、役場に人権にせろ、その行政にせろ相談に来られたときは、その年4回、まあ4回やっけんね、ちょっと4回と聞いて余りにも少な過ぎるような気もすつとですけども、役場でそういう相談の対応はまずされよつとかな。それとも、いろんな人権的なことはほんなら人権擁護委員さんおんさっけん、そっちのほうに行たて相談してくれと言いよんのか、そこんにきちよつとわからんとぼってんが。

○総務課長（毎原哲也君）

お答えします。

今おっしゃられたように、そういう人権の相談が我々いわゆる役場の職員等で対応できる分については対応しながら、その件についてはもうだからその人権擁護委員さんがそれぞれ各多良地区、糸岐地区、大浦地区いらっしゃいますので、そちらのほうに御相談したらいかがですかとか、そういう対応はしております。

○11番（坂口久信君）

そんない役場でどこまで例えばいろんな相談を対応できるのかさ。そして、こっから以上はもう人権擁護委員、ここまですら対応できると、ある程度その役場でそこまでそのいろんなやっぱりそれこそいろんな問題があるわけやっけんが、役場である程度はね、町民の皆さんはなかなか人権擁護委員、例えば行政相談委員とそこまでやっぱりね。役場にはさらけ出しても、その辺の人に対して非常にしにくい部分もあつとぼってんが、役場である程度例えば皆さん方の中でそういう人たちとか、そういうあなたたちはいろんなとに携わつてこられて、ある程度の知識もあるし、なんもあるし、そういう状況だろうと思います。そういう人たちが役場の中にも一人ぐらいはね、例えばおつて、やっぱり年に4回じゃ幾らじゃ、その都度やっていただいておりますというふうに思いますけれども、なかなか行きにくか部分もあつたりとかなんとかすつけんですよ、あなたたちのところで一人ぐらいはそういう人たちをつくっていただければ、守秘義務等も、個人情報等もそがん町民の皆さんな安心しとつとやなかかなと。やはり人間によっては、その人たちが悪いとかなんとかじゃなくして、いろんなやっぱり見方があるわけね。人権擁護委員にしろ、いろんな人たちにしろ。この人はちょっと口の……ちょっとね、そういういろいろ何かな、それは余り言いよらんやろ。そういう人たちも人それぞれの見方やっけんが、そういう人たちが我々が見て、そういう人たちもおるといふ可能性もあるわけやっけんがさ、その人選あたりもね、非常に難しいと思います。そやけん、その中でやっぱり役場の中にそういう機能を少しぐらい持たせるような状況はつくられんのかなあと思うとですけども、これは総務課長と町長に答弁をお願いいたします。

○総務課長（毎原哲也君）

お答えします。

役場の職員はその課、その課で担当をしている仕事がありますので、その課で担当してい

る範囲内の人権関係の相談がもしあれば、解決できると思った場合はそれは相談にも乗って、現実に乗ってると思うんですよね。ところが、それを自分たちのこれはもう解決の範囲を超えてるという判断をした場合は、やっぱり先ほど言ったようにそういうもうそこにおんさっですから、その方に相談されてみませんかとか、そのときそのときでアドバイスをしてはおると思います。そういう対応で今までも結構スムーズに流れてきてますので、それではおろしいんじゃないかと。その自分たちが持つてる仕事の範囲内ぐらいではかなり親切に思ってますが、親切に住民さんにはお教えをしてるし、指導もしてると思っておりますので、それ以外のもう手に負えない部分をこういう方々をお願いをしとると。そういう御理解をお願いしたいと思います。

○11番（坂口久信君）

そいけん、例えばその課ごとにね、今あなたが言うようにその対応、多分しておられると思います。その辺をびしゃっとしたそういう連携ができるようにですよ、町長、その課ごとにその親切心を徹底させるような状況をつくっていただければと思います。そんなら、そういうふうで特別なこと以外は、自分たちの太良町でほとんど解決する問題ですので、その辺はどがん、考えていただければと思いますけれども。

○町長（岩島正昭君）

確かに、役場においでの方は人権相談においでになったのか、行政相談においでになるのか、ある程度チャンポンしておいでになると思います。その件についてはできるだけ人権相談委員等設けておりますけども、やっぱり通常見なれた職員のほうが話しやすかというふうな方もおいでになつと思ひますから、そこら辺はもう町としても、職員としてもできる範囲だけアドバイスに乗っていただきたいと、いくようにまた指導をしていきたいと思ひます。

○5番（山口 巖君）

前任が大野さんということでございます。ということは、もしかして1期でやめられたんじゃないかと思ひわけですが、このもう一遍再度お願いしてだめだったのか、今のように入ろいろと適任者おしゃべりとかと出ましたけど、そういうふうなことでこちらからお願いをしなかったのか、そこから先お願いいたします。

○副町長（永淵孝幸君）

お答えいたします。

前任者については、実は一応私のほうにも見えられまして、家庭的な事情で自分はやはりもうこれ以上ちょっと続けることができないといったことでの報告がありまして、新たに今回お願いしたというふうなことでございます。

以上です。

○5番（山口 巖君）

いや、一つは心配したのはこの人権相談ということで、なかなか女性にしては荷が重いと

いうか、難しい問題が多かったということで、苦になって辞退されたんじゃないかということで心配していたところでございます。やはりこの人権問題というのはプライバシーというのが物すごく先に優先しますから、いろいろとしてやっぱり幅広くこういう人がいますよと伝えるのももちろん行政の立場、しかしこういう相談というのを行きやすく窓口を広く、中身を狭くというか、そういうふうな格好のあり方がいいんじゃないかと思います。この一つ、私が心配したのは人権委員さんがどのくらいの仕事の範囲ということでございますけども、年間4回ということは年間どのくらいその人が相談していたかという数字の報告あたりは来てるわけですか。前の大野さんが年間どのくらい相談を受けていたかとか、わかったら大概の中身、大きい中身。

○総務課長（毎原哲也君）

お答えします。

その大野さんがどれぐらいの相談を受けられていたかというのは、ちょっと済みません、わかりかねます。ただ、年4回のしおさい館のほうで受けられる以外に、相談を受けるための研修会とかいっぱいあるんですよ。例えば、鹿島地区とか、それから佐賀のほうとか、県全体とかそういうのがありますので、そんなに暇というか、そうでもない役職なものですから、なかなかなっただいても、今回も6月に再任をさせていただいたお二人の方もかなり固辞をされたんですけど、ちょっと済みません、もう一期お願いをしますというような、そういう形でお願いをしているものですから、今度中島さんをお願いをしたんですけども、最初大分固辞されたんですけど、こちらのほうからよろしく願いますということでもう頭下げてなっただいたという経緯もございますので、なられる本人さん方は非常に難しいという認識を持っておられると感じております。

以上です。

○5番（山口 巖君）

ということは、やはり何件ぐらいどういう相談を受けてきたかということは、最終的にはその人の行政でちょっと違うかわかりませんが、報酬というかお礼になるのも一つの参考の材料になるんじゃないかと思うわけですよ、年間、全くそれ違うわけですか。私が言っているのは、1件当たり幾らとかそういう問題じゃないわけですよ。物すごい対応で講習もある、研修もある、対応で相談もいっぱいある。そうしたときにそのですね、は参考になるのかならないのかということで。

○企画商工課長（岡 靖則君）

お答えいたします。

その実績について私が担当していたとき、件数は4回あっても一回も相談に見えないときもあるという状況でした。ただ、するときに行政区、多良地区、糸岐地区、大浦地区からの任命でされておりますけども、大浦地区のときには大浦の方はそういうのを相談しに行き

くいから多良地区に行くとかですね、多良の相談委員さんのときに行くとか、そういうふうにして相談を受ける方もみずからで考えながら相談をしていらっしゃる状況です。多いときには1日二、三件とかという報告もありましたけども、それぞれについてはその個人の方がもう情報として持っておられて、あと何かやっぱり行政にお伝えしなければいけないときにはそういうふうにお知らせがありました。それとあとは、法務局の方がそのときに一緒に来たりされますので、法務局の方がそれ以上の相談にはやっぱり乗ってらっしゃるみたいで、詳しい内容については私たちのほうにお知らせはありませんでしたけれども、今回の場合は何件ありましたという感じで報告はあっておりました。あとは、人権相談とか、あとそれではどうしてもできないときは、そういう法務局とか法律相談とかいろいろな相談がありますので、そういうのと連携して今のところは相談に乗っている状況でございます。報酬は無報酬でございます。その件数の幾らとかありませんので。

○7番（牟田則雄君）

今のとをちょっと具体的にお尋ねしたいんですが、最近ふえつつある幼児虐待、それからDV、老人虐待、この3つについて具体的にお聞きしたいんですが、これの第一番最初の窓口はどこが一番相談窓口としてはいいと思われませんか。この人権擁護委員を含んで。どうでしょうか。

○町民福祉課長（桑原達彦君）

お答えをいたします。

DVについては、町民福祉課で担当をいたしており、実際相談があっております。それで、町のほうと、あと保健所、あるいは子供については少年相談センターとか県と連携して相談業務に当たっております。

老人虐待についても、担当のほう町民福祉課で担当をいたしております。第一義的なものは住民福祉課で対応をいたしております。

○7番（牟田則雄君）

ちょっとDVについて具体的にどこかというとがちょっとわかりにくかった、もう一回。

○町民福祉課長（桑原達彦君）

お答えをいたします。

夫婦間のDVの相談は現実にあっておりますので、町と保健所と共同で対応をしているというのが現実でございます。

以上でございます。（「その窓口はどこ」と呼ぶ者あり）

お答えをいたします。

町民福祉課が窓口でございます。

○議長（末次利男君）

質疑がないので、質疑を終了します。

お諮りします。本件は人事案件でございますので、討論を省略し、採決したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次利男君）

異議なしと認めます。よって、討論を省略することに決定いたしました。

採決します。

諮問第3号 人権擁護委員の候補者の推薦について、本諮問は異議がない旨答申することに賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（末次利男君）

満場一致。よって、本案は原案どおり異議がない旨を答申することに決定されました。

日程第24 閉会中の付託事件について

○議長（末次利男君）

日程第24. 閉会中の付託事件についてを議題といたします。

このたび各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長からお手元に配付しました別紙付託申出書のとおり、閉会中もなお継続して調査したい旨の申し出がっております。

お諮りします。各委員長から申し出があったとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次利男君）

異議なしと認めます。よって、委員長から申し出があったとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

追加議案がありますので、事務局に配付させます。

〔資料配付〕

○議長（末次利男君）

配付漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次利男君）

お諮りします。ただいま配付いたしました議案を日程に追加したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次利男君）

異議なしと認めます。よって、日程に追加することに決定しました。

日程第25 請願第1号

○議長（末次利男君）

日程第25. 請願第1号 教育予算の拡充を求める意見書の採択に関する請願についてを議題といたします。

お諮りします。会議規則第37条第2項の規定により紹介者の説明を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次利男君）

異議なしと認めます。よって、紹介者の説明を省略することに決定しました。

重ねてお諮りします。本案につきましては、会議規則第88条第2項の規定により委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次利男君）

異議なしと認めます。よって、請願第1号については委員会付託を省略することに決定いたしました。

質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次利男君）

質疑がないので、質疑を終了します。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次利男君）

討論ないので、採決します。

請願第1号 教育予算の拡充を求める意見書の採択に関する請願について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（末次利男君）

満場一致。よって、請願第1号は採択することに決定いたしました。

日程第26 意見書第1号

○議長（末次利男君）

日程第26. 意見書第1号 教育予算の拡充を求める意見書（案）の提出についてを議題といたします。

お諮りします。意見書第1号につきましては、全議員の提出によるもので、内容も判明しております。よって、会議規則第37条第2項の規定により提出者の説明を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次利男君）

異議なしと認めます。よって、提出者の説明を省略することに決定いたしました。

重ねてお諮りします。質疑、討論を省略し、採決したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次利男君）

異議なしと認めます。よって、質疑、討論を省略し、採決いたします。

意見書第1号 教育予算の拡充を求める意見書（案）の提出について、本案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（末次利男君）

満場一致。よって、意見書案は原案どおり可決されました。

日程第27 意見書第2号

○議長（末次利男君）

日程第27. 意見書第2号 地方財政の充実・強化を求める意見書（案）の提出についてを議題といたします。

お諮りします。意見書第2号につきましては、全議員の提出によるもので、内容も判明しております。よって、会議規則第37条第2項の規定により提出者の説明を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次利男君）

異議なしと認めます。よって、提出者の説明を省略することに決定いたしました。

重ねてお諮りします。質疑、討論を省略し、採決したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次利男君）

異議なしと認めます。よって、質疑、討論を省略し、採決いたします。

意見書第2号 地方財政の充実・強化を求める意見書（案）の提出について、本案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（末次利男君）

満場一致。よって、意見書案は原案どおり可決されました。

日程第28 意見書第3号

○議長（末次利男君）

日程第28. 意見書第3号 円高・デフレを克服する経済対策を求める意見書（案）の提出についてを議題といたします。

お諮りします。意見書第3号につきましては、全議員の提出によるもので、内容も判明しております。よって、会議規則第37条第2項の規定により提出者の説明を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次利男君）

異議なしと認めます。よって、提出者の説明を省略することに決定いたしました。

重ねてお諮りします。質疑、討論を省略し、採決したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次利男君）

異議なしと認めます。よって、質疑、討論を省略し、採決いたします。

意見書第3号 円高・デフレを克服する経済対策を求める意見書（案）の提出について、本案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（末次利男君）

満場一致。よって、意見書案は原案どおり可決されました。

日程第29 請願第2号

○議長（末次利男君）

日程第29. 請願第2号 TPP（環太平洋連携協定）交渉参加阻止に関する請願についてを議題といたします。

お諮りします。会議規則第37条第2項の規定により紹介者の説明を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次利男君）

異議なしと認めます。よって、紹介者の説明を省略することに決定いたしました。

重ねてお諮りします。本案につきましては、会議規則第88条第2項の規定により委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次利男君）

異議なしと認めます。よって、請願第2号につきましては委員会付託を省略することに決定いたしました。

質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次利男君）

質疑がないので、質疑を終了します。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次利男君）

討論ないので、採決します。

請願第2号 TPP（環太平洋連携協定）交渉参加阻止に関する請願について、本案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（末次利男君）

満場一致。よって、請願第2号は採択することに決定いたしました。

日程第30 意見書第4号

○議長（末次利男君）

日程第30. 意見書第4号 TPP（環太平洋連携協定）交渉への参加検討中止を求める意見書（案）の提出についてを議題といたします。

お諮りします。意見書第4号につきましては、全議員の提出によるもので、内容も判明しております。よって、会議規則第37条第2項の規定により提出者の説明を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次利男君）

異議なしと認めます。よって、提出者の説明を省略することに決定いたしました。

重ねてお諮りします。質疑、討論を省略し、採決したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次利男君）

異議なしと認めます。よって、質疑、討論を省略し、採決いたします。

意見書第4号 TPP（環太平洋連携協定）交渉への参加検討中止を求める意見書（案）の提出について、本案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（末次利男君）

満場一致。よって、意見書案は原案どおり可決されました。

この際申し上げます。

今期定例会中の質疑、質問、答弁などの発言につきまして、適宜会議録を調査し、不適切な発言があった場合には議長において善処することを承認願います。

お諮りします。本会期中に議決されました議決事件の条項、字句、数字、その他整理を要するものにつきましては会議規則第43条の規定に基づきその整理を議長に委任されたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次利男君）

異議なしと認めます。よって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決定いたしました。

重ねてお諮りします。今会期中の会議に付された事件はすべて議了いたしました。よって、会議規則第7条の規定により本日をもって閉会したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次利男君）

異議なしと認めます。よって、今定例会は本日をもって閉会することに決定いたしました。

これをもちまして平成23年第4回太良町議会定例会第3回を閉会いたします。お疲れでございました。

午後2時2分 閉会

以上の会議の次第は、職員の記載したものであるが、その内容の正確であることを証するためここに署名する。

平成 年 月 日

議 長 末 次 利 男

署名議員 山 口 厳

署名議員 平古場 公 子

署名議員 牟 田 則 雄